

特261

19

木孝一郎述

西目村の話

後編(上)

始



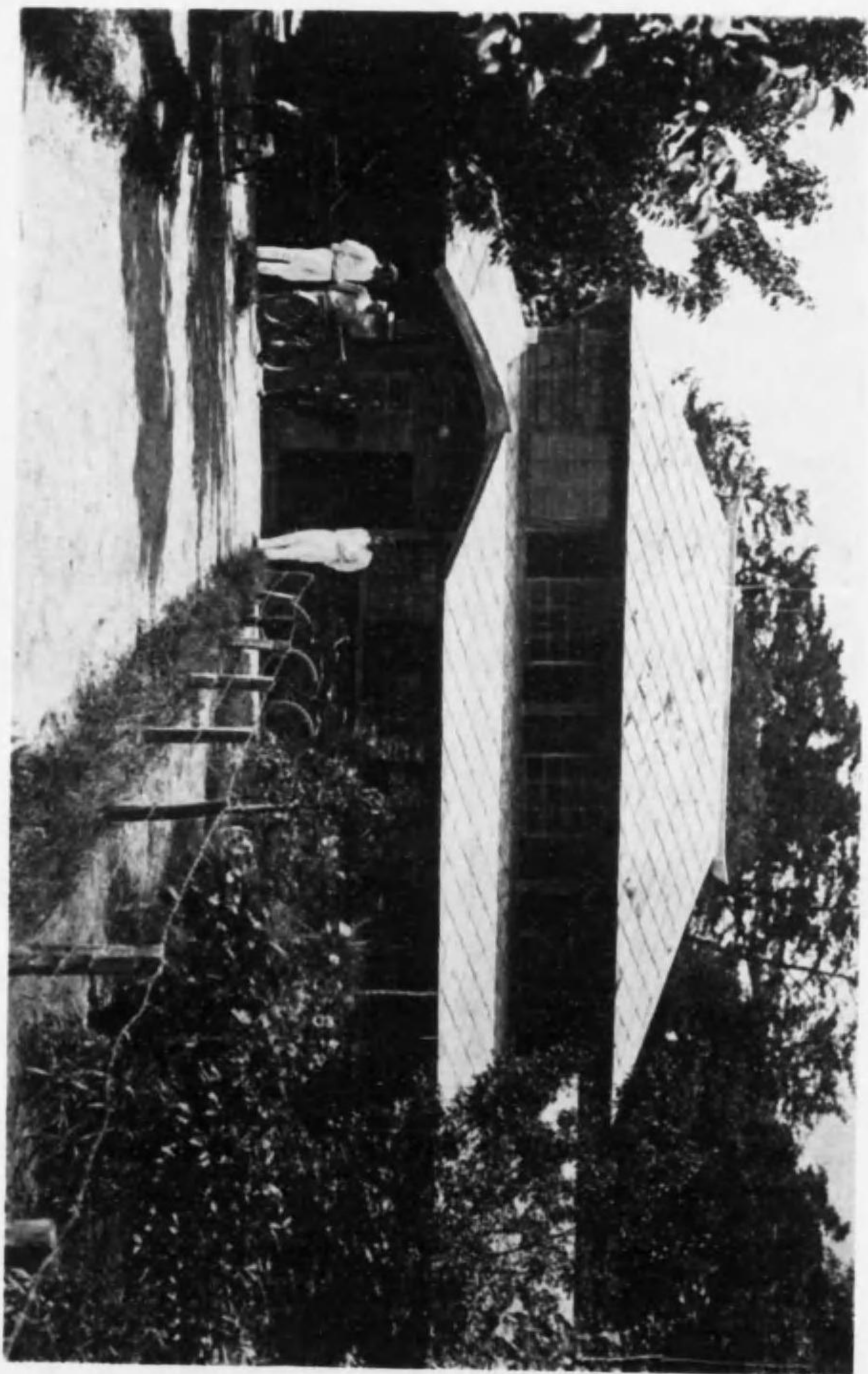
特 26
19



氏一基村今長村自代二



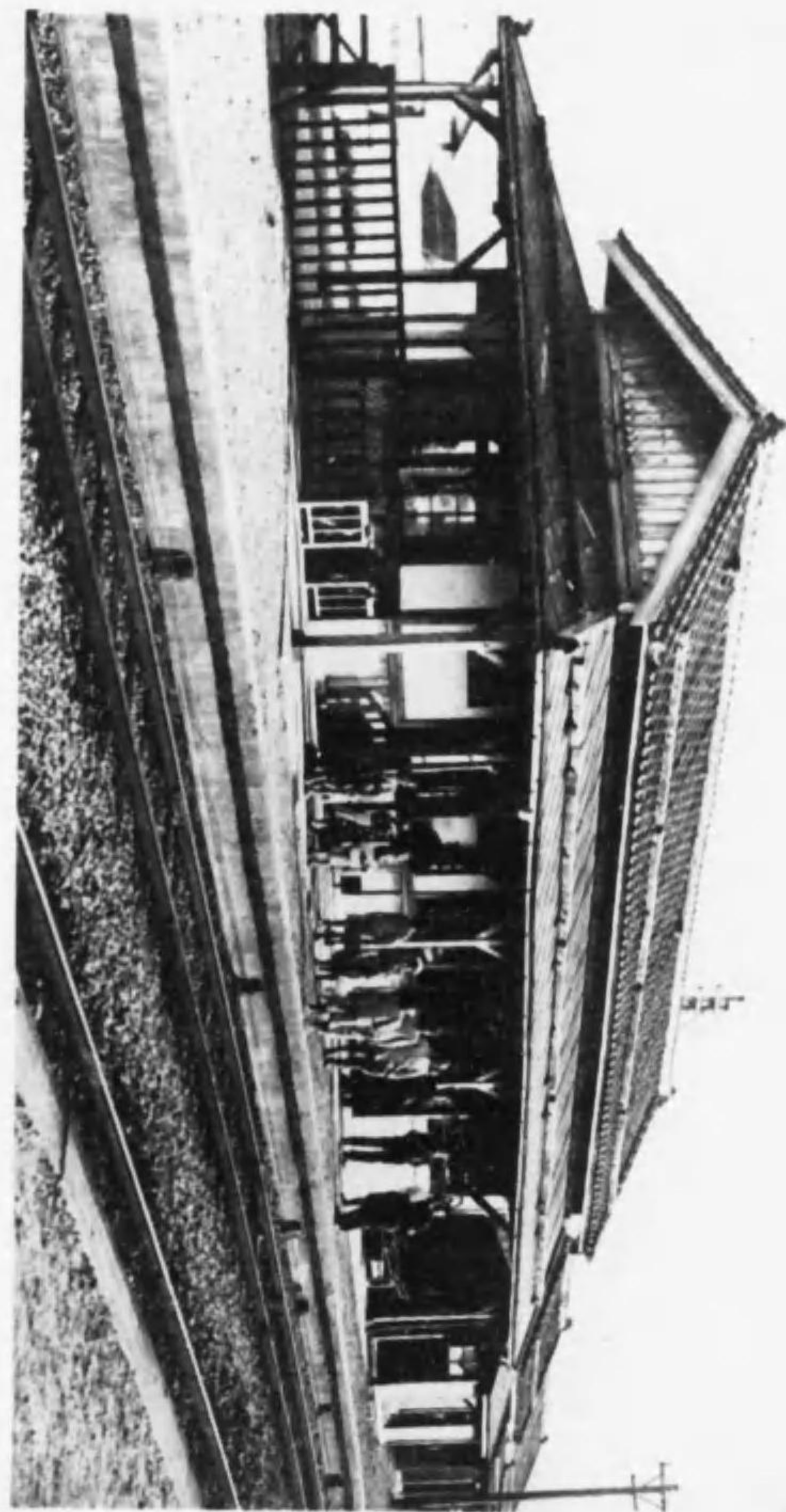
氏郎四勝見逸長村代初



(西目村全景 其一) 農村の部



(西目村全景 其二) 漁村の部

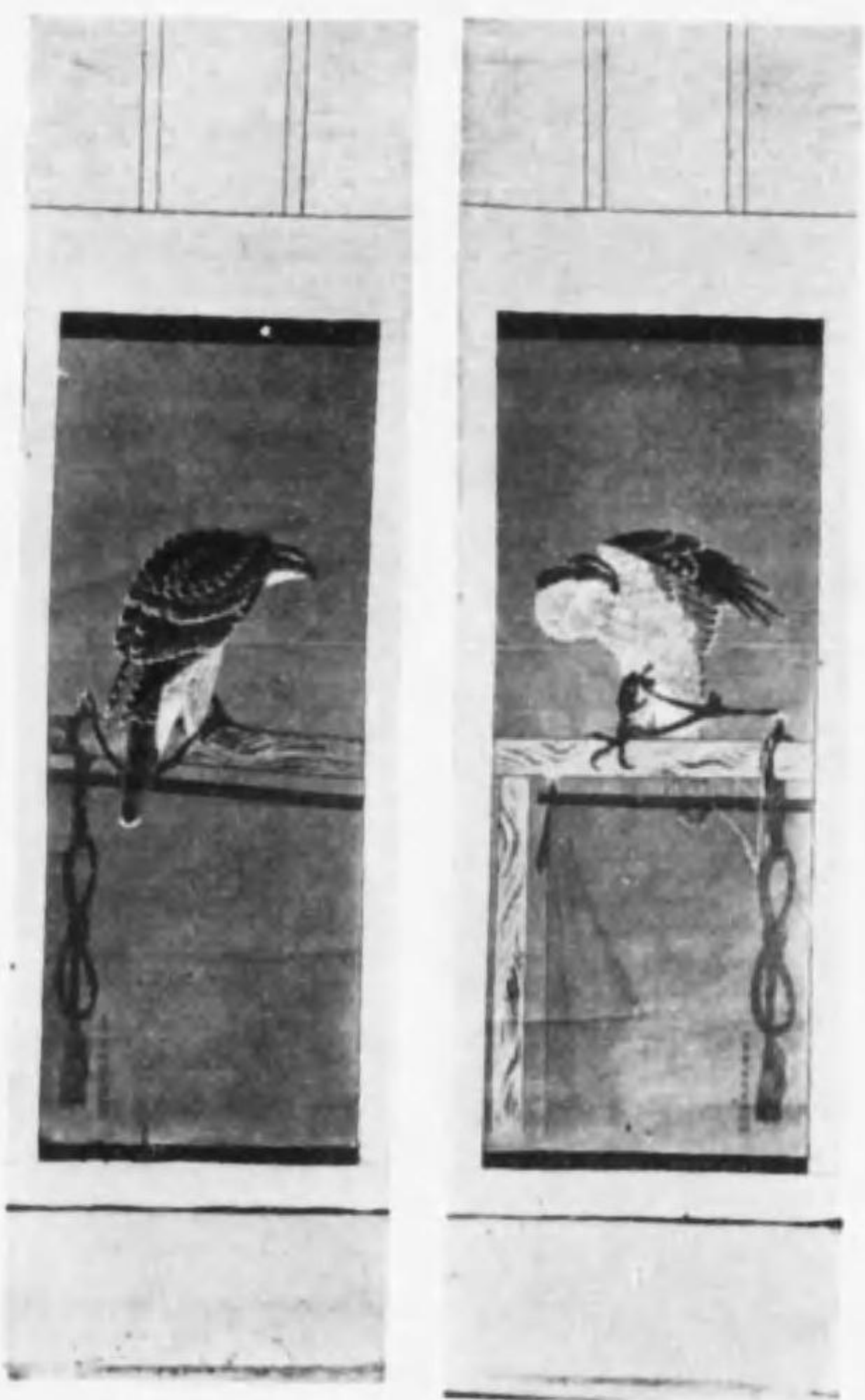


西日村産業組合事務所

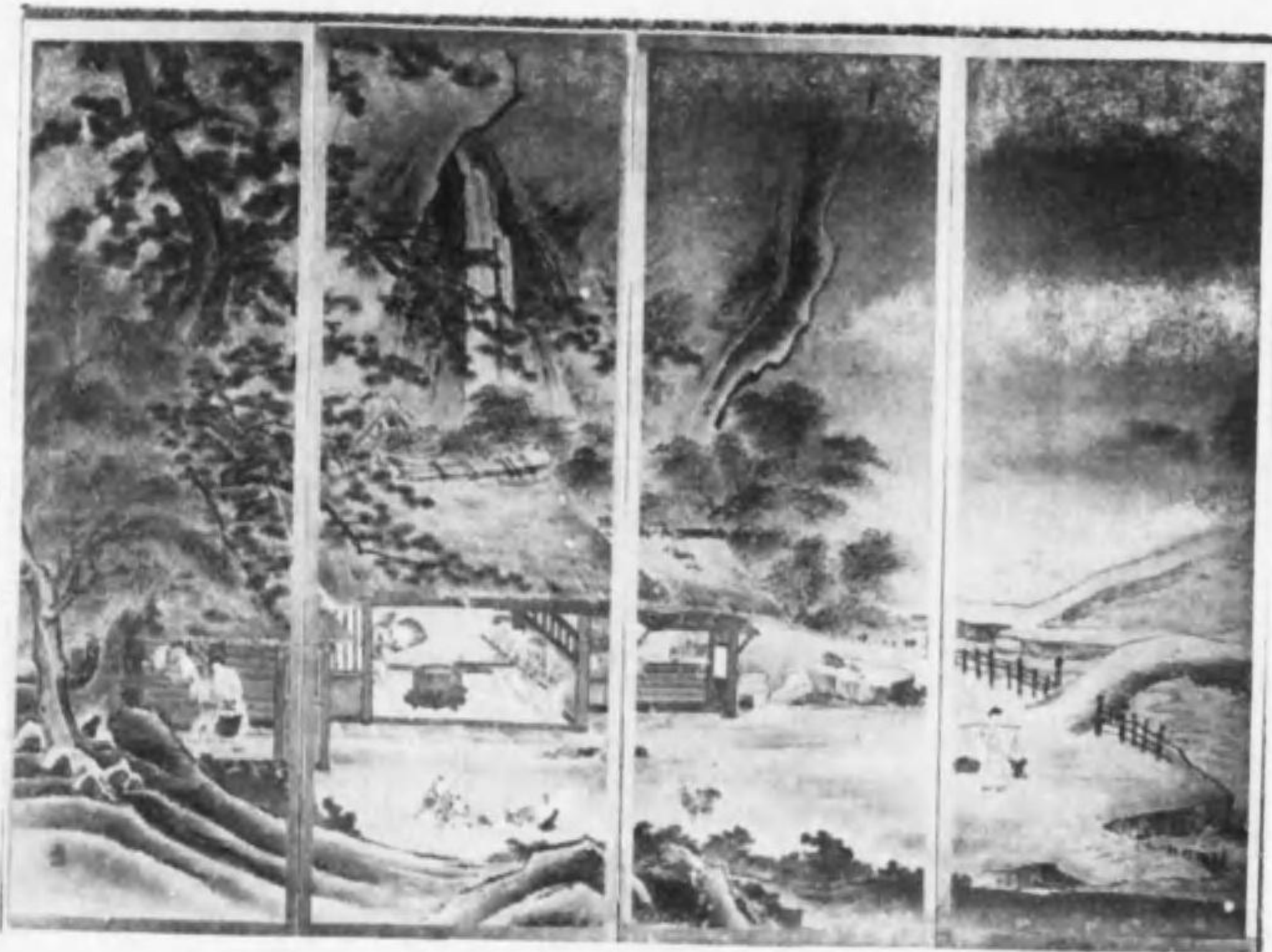


同上農業倉庫

鈴木梅枝畫「鶯」

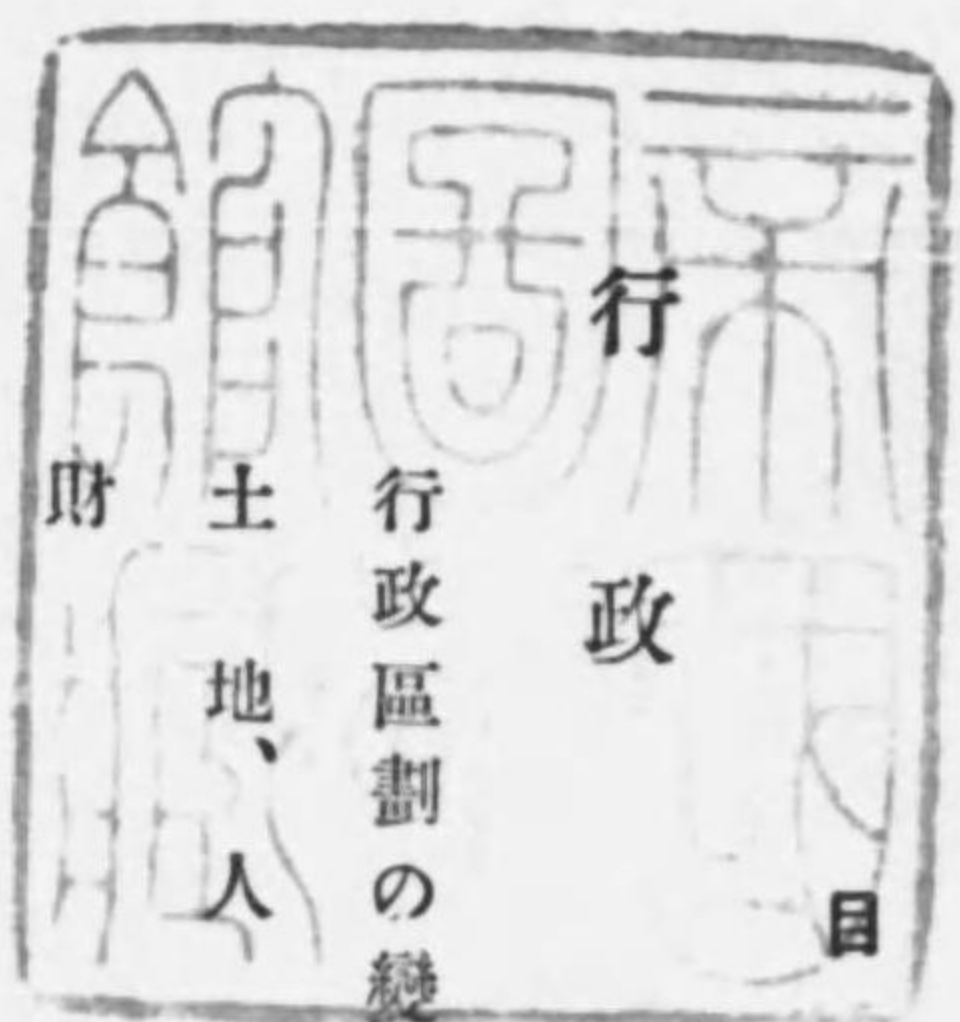


鈴木梅山畫「山水」



西目村郵便局

西目村の話 後篇(上)



次

行政區劃の變遷	(一)
人口	(三)
政治	(四)
經濟	(八)
選舉	(一〇)
文化施設	(一〇)
天災地變	(一一)



本莊藩知事
本莊縣を置かる
本莊縣秋田縣に併合さる

西目村の話 後篇(上)

佐々木孝一郎述

行政

行政區劃の變遷

先づ行政區劃の變遷に就いて申し上げます。

明治二年五月本莊藩主六郷政鑑はその封土を奉還し同年六月本莊藩知事を命ぜられました。明治四年七月には本莊藩が廢されて本莊縣が置られました。そして由利郡には本莊、龜田、矢島、の三縣が置かれ藩主が知事と云ふことになりましたが、同年十一月に秋田縣に併合され同時に六郷公も知事を罷められたのであ

最初の秋田縣知事
大小區劃の創設
第四大區一小區
正副戶長

ります。同月小笠原幹が秋田縣參事に任ぜられ、同月中村上光雄と代り、明治五年二月島義勇が秋田縣權令となり、同年七月杉孫七郎と代り、其後國司仙吉、石田英吉と相次ぎ、六年權令を縣令と改稱、赤川翫助が縣令となり、同十九年に縣令が縣知事と改稱されました。最初の縣知事は青山貞であります。明治五年四月大小區劃の創設となり、本村は第十九大區三小區に編入されましたが、翌六年七月大小區劃制が改正となり、由利全部は四大區に編入せられ、更に六小區に分たれ、本村は一小區に編入せられたのであります。而して大區取扱所には區長を置いて、本郡を管し、佐藤政忠が區長となり、小區取扱所には副區長及正副戶長數名を置かれ、副區長は白岩操でありました。本莊町子吉村、南内越村、小友村の内二部落(二十六木、大中澤)と本

村全部が一小區であつて、舊藩主奥御殿を扱所とし、事務を執られたのであります。一小區の正副戶長氏名は左の通りであります。

第四大區一小區戶長

菊地雪江、長谷川央、國本豐愷、細矢要次郎、上條孫九郎

同 副戶長

服部左吉、佐々木寅士、本多岐、佐々富太、千種明致、澁谷算、小柳雄太、須藤吉兵衛、今野銀次郎、鷹島常右衛門、細矢源七郎

以上の内、上條孫九郎と、鷹島常右衛門とは、本村出身の者であります。

伍長總代

猶各村に伍長總代を置き、西目村は正木郡七(後ち眞一と改名)和田(兼任)和田谷三(兼任)沼田は和田内、出戸村は小原邦雄、海士剗村は和田谷三、兩前寺村は佐藤九十郎が伍長總代でありました。

戸長以下の職務其他に關しては明治六年七月七日附を布告以て秋田縣から規程を示されて居りますから左に要項を摘録いたしませう。

區長

區長ハ各小區ノ副長ヨリ送達スル事務ヲ總括スルヲ本務トスベキ事

副區長

區長ヲ輔ケ小區内ノ事務各戸長ヨリ送達スルモノヲ總括スベキ事

戸長同副

戸長同副ハ副區長ヲ輔ケ諸事遺漏ナキ様致スベシ其所部ノ人民ヨリ差出ス所ノ事務其村町限ノ類ハ直キニ縣廳へ差出シ大小區一般ニ關スルハ副區長へ送達スベキ事

第一則

總テ區長以下ノ諸役人ハ所部人民ノ名代ナレバ諸事公平ニ取扱ヒ信

實ヲ旨トシ下方ニ向ヒ嚴刻凌辱ヲ加ヘ又ハ侮弄ノ所作言語等決シテコレ有ベカラズ諸事穩和ニ取扱ヒ下ノ爲ニ手引者トナル心得ヲ以テ其便利ヲ得セシムベキ事

第二則

士族卒神官僧尼平民ヲ分タズ其區ノ籍ニ有者ハ借家借店ト雖トモ悉ク併セ五戸ヲ以テ一伍トシ終尾ニ至リ八戸ヲ餘スハ四戸ヅ、二組トシ七戸餘ハ七戸一組トシ一伍中協議ノ上副區長戸長ノ許可ヲ得テ伍長一人ヲ置キ緩急互ニ擁護スベキ事

第三則

時々布告一區内遺漏ナク通達イタシ下方解シカタキハ文字ニ假名ニテ譯ヲ付誤解セサルヲ要トスベキ事

第四則

水利堤防道路橋梁ノ利害及ビ一切植物牧畜等地形ノ廣狹土質肥磽ニ從ヒ便利ノ見込ハ其趣委細相認可申出事

第五則

鰥寡孤獨癡疾等依頼ナキモノハ懇切世話イタシ生ノ道營シムベキ事

第六則

孝子義僕等凡ソ人ノ模範タルベキ者又ハ其業ヲ惰リ俗ヲ敗リ總テ衆人ノ害タルベキ者ハ其ノ行狀ヲ具ニ申出ツベキ事

第七則

貢納期限遲滯致ササル様兼テ警戒イタシ置期限ニ到リ候得ハ伍長組合中ヲ精々世話イタスベキ事

第八則

伍中ハ勿論村内火災病難其他一切困厄ノ儀ハ互ニ助ケ合セ睦和協救ノ義ハ精々申合スベク平素産業ヲ怠リ遊惰ニ流レ酒食ニ溺ルル等ノ者ハ厚ク説諭ヲ加ヘ互ニ切磋シ風俗敦厚ナラシムルヲ旨ト致スベキ事

第九則

第五則

区内失火焼亡ノ者アラバ類焼及ビ怪我人ノ有無間口立坪ノ數一家人員年齢並火ヲ失スル等明細取調出ベキ事

第二十則

賄賂請托ヲ以テ事務取扱ヒ候義有之於テハ屹度處置ニ及ベク總テ依怙偏頗ナク下情ノ達スルヲ要スベキ事

第二十一則

官員巡回ノ節案内者ハ格別先拂ヲ付或ハ往來ノ者路傍へ平伏サスル等ノ類禁止可致且官員へ馳走ケ間敷義一切不相成事

第二十一則

区长以下月給並日當表

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

区长 十二圓 四十錢 二十五錢

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

月給 往復五里以上御用出日當但五里以内ト雖モ一泊以上ハ半數ヲ給與ス

同 副	十 圓	三十五錢	二十二錢
同 長	六 圓	三十錢	二十錢
同 副	四 圓	二十八錢	十八錢

但正區長月給ハ當分假定ノ事
月給並諸費取立規則

第一 則

每區一區長以下日常ヲ除クノ外給料並ニ悉皆ノ入費士族卒ハ半額ハ給録石代金ノ高半額ハ戸數平民ハ半額地券金高半額ハ戸數ニ割合每區一ヶ月分明細勘定帳ニ通相認副區長正副戸長連署ニテ一區長ニ差出スベシ區長ハ相違ナキヲ以テ奥印イタシ之ヲ所轄ノ廳ヘ達シ戸籍係捺印ノ上一通ヲ下渡シ候然ル後割合ヲ以テ取立ベキ事

第二 則

給料ハ總テ日割ヲ以テ相渡スベキ事

(以下七則迄省略)

大區扱所
を區務所
と改稱

組合事務
所設置

郡區町村
編成法
施行
初代郡長

役場の名
稱初めて
起る
各町村に
役場を設

明治十年九月一日大區扱所を區務所と改稱し、桶屋町神明社境内に移轉せられ、同時に小區扱所は廢され、小區町村組合事務所を設置せられました。本村では西目村(瀉保、井岡、中澤、田高)出戸村(出戸、兩前寺、沼田、海士、剣)に組合事務所を設置せられ、西目村は本田岐、出戸村は加藤、勘兵衛が戸長で、西目村は瀉保、貞次郎、宅、出戸村は應島、信吉宅に事務所があつたのであります。

明治十二年一月一日郡區町村編成法が施行せられ、(十一年七月二十二日)大小區劃を廢して由利郡役所を本莊町中町に設置し、初代の郡長は御代信成で、それから蒔田廣孝、山田純孝、小助川光敦と相次ぎ、小助川郡長は十六年から二十六年まで實に十ヶ年の長い間勤續されたのであります。

又事務所を役場と改稱せられ、七月一日には組合役場を廢して各町村毎に役場を置かれました。本村に於ては西目村、出戸村、沼

田村海士剝村兩前寺村の五個所に置かれたのであります。此年初めて官選戸長を廢して公選法を施行され、村内から齋藤與右衛門、三浦功太郎末吉改名佐々木與五兵衛等が戸長になつたのであります。齋藤與右衛門は明治十三年五月二十八日から僅か一月で六月二十九日に辭職をして居り、その後任は判りませんが、渡邊順平後ち修之と改名及び長谷川央などいふ本莊の士族がやつたやうであります。

出戸村の戸長もはつきり判りませんが、齋藤丈四郎などではなかつたかと思ひます。役場には各戸長の自宅を充てられたのであります。

猶郡區町村編制法に據れば、

每郡ニ郡長各一員ヲ置キ每區ニ區長各一員ヲ置ク郡ノ狹少ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置クコトヲ得(第五條)

每町村ニ戸長各一員ヲ置ク又數町村ニ一員ヲ置クコトヲ得(第六條)

但シ區内ノ町村ハ區長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ルコトヲ得

とあります。

又十一年八月二十六日內務乙第五十四號公達に依りて、戸長選舉法並戸長職務概目を示して居りますが、それに據れば

戸長ハ其町村人民ニ於テ可成公撰セシメ必ス府知事縣令ヨリ辭令書相渡スヘシ

とあり、

戸長タルヲ得ヘキ者及ヒ之ヲ選舉スルヲ得ヘキ者ハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ其町村ニ本籍住居ヲ定メ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ルとあります。選舉權被選舉權共に滿二十歳と規定したところなど、仲々進歩的だつたものであります。

戸長職務概目には

- 第一 布告布達ヲ町村内ニ示ス事
- 第二 地租及諸税ヲ取纏メ上納スル事
- 第三 戸籍ノ事
- 第四 徴兵下調ノ事
- 第五 地所建物船舶質入書入並ニ賣買ニ與書加印ノ事
- 第六 地券臺帳ノ事
- 第七 迷子捨子及ヒ行旅病人變死人其他事變アル時ハ警視署ニ通知ノ事
- 第八 天災又ハ非常ノ難ニ遭ヒ目下窮迫ノ者ヲ具狀スル事
- 第九 孝子節婦其他篤行ノ者ヲ具狀スル事
- 第十 町村内ノ幼童就學勸誘ノ事
- 第十一 町村内ノ人民ノ印影簿ヲ整置スル事
- 第十二 諸帳簿保存管守ノ事
- 第十三 官費府縣費ニ係ル河港道路堤防橋梁其他修繕保存スヘキ物

復び町村
組合役場
を設く

戸長役場

ニ付利害ヲ具狀スル事

などとあります。

明治十六年四月一日、各町村の役場を廢して復び町村組合役場が置かれ、出戸村外一ヶ村(沼田)は小野彦七が戸長になり、西目村は齋藤與右衛門が戸長になつたのであります。

當時役場は、西目村は瀧保の佐藤清三郎方、出戸村は鷹島民造方であつたやうであります。

明治十七年七月一日には、町村役場の管區を改正し、西目村、出戸村、沼田村を合併して出戸村外二ヶ村、戸長役場と稱し、又々官選戸長となり、戸長には佐々木襄一郎がなり、作左部八十八が之に代つて町村制施行まで勤續されて居ります。當時、海士剝村は子吉村に屬し、初め藤崎村役場(明治十)後ち藥師堂村役場(明治十)の管轄となり、兩前寺村は平澤村に屬したやうに思はれます。

又明治十七年七月七日には、村會議員を選挙し、明治二十年三月一日改選して居るやうであります。が、定員や氏名や決議事項などに關する何等の記録も残つて居りません。

尤も其前、明治十二年に、秋田縣町村會規則が布達せられて居りますが、

但本文ノ通り定ムルト雖其町村ノ情態ニヨリ一時施行シ能ハサルニ於テハ當分其地慣習ノ舊法ニ依リ會議決定スルモ妨ケ無之候條右等ノ向ハ其旨戸長ヨリ郡役所ヲ經テ本廳ヘ可届出事

とありますから、本村などでは、「當分其地慣習の舊法に依り」て居つたのではないかと思ひます。

参考の爲めに、同規則中の要項を左に摘録いたします。

第十一條 本會(町村會)ノ議員トナル可キモノハ滿二十歳以上ノ男子ニシテ其町村内ニ本籍住居ヲ定メ其町村内ニ土地ヲ有スル

モノニ限ル

但左ノ各款ニ掲クル者ハ議員タルコトヲ得ス

一 瘋癲白痴ノ者

二 懲役一年以上ノ國事犯禁獄一年以上ノ實決ノ刑ニ處セラレタルモノ

但滿期七年ヲ經タル者ハ此限ニアラス

三 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザルモノ

第十三條 議員ハ投票ヲ以テ選舉スルモ又ハ協議ヲ以テ之ヲ定ムルモ其町村ノ適宜タルヘシ

第十五條 本會ハ議員五分以上出席セサルトキハ議事ヲ開ク可カラス

但本會ノ決議ニヨリテハ五分以内ト雖開會スルヲ得ヘシ

第十七條 本會ノ開設ニ膺リ出席セサルモノハ會議ニ於テ定ムル事件ニ付後日異議ヲ唱フルヲ得ズ

などとあり、又町村會に於て議定すべき概目を左の如く定めてあ

ります。

- 一 町村限リノ經費ヲ以テ支辨ス可キ事業ヲ起廢シ或ハ之ヲ伸張スル事
- 一 町村ノ經費ヲ豫算シ及ヒ賦課法ヲ設クル事
- 一 町村共有財産ノ額ヲ増減シ又ハ之ヲ貸付ケ又ハ増殖シ又ハ之ヲ維持スルノ方法ヲ設クル事
- 一 町村共同ノ名義ヲ以テ土地家屋金穀等ヲ借入ル、事
- 一 町村理事者ノ給料及諸費之事
- 一 受持小學校諸費ノ事
- 一 用惡水路之事
- 一 學校ノ道路橋梁堤防修築及掃除ノ事
- 一 凶荒防備ノ事
- 一 水火盜難及流行病等豫防ノ事
- 一 前數項ノ外町村一般ニ係ル費用ノ事
- 一 協議費割合ノ事

正式に選舉を行つたのは、矢張り十七年からで、議員は出戸の今野甚之丞、沼田の佐々木勇太郎、瀧保の池田治平、井岡の森井善右衛門、中澤の岡田玄瑛等ではなかつたかと思ひます。尙この際西目

戸長以前の村治

村に於ける戸長以前の村治に就いて大體申し上げて見たいと思ひます。

今日の村長は昔肝煎庄屋、名主、里正、戸長などと申した様でありまして、最初の年代は判りませんが、恐らくは元和九年六郷家の治下になつてからの事と思ひます。元祿頃は庄屋といひ、安永六年丁酉庄屋を名主と改め、明治五年四月には里正といひ、同年五月には戸長と改稱せられ、爾來町村制實施まで戸長といつて居つたのであります。

明治五年以前は、名主、庄屋などはその家に付いた世襲的のものであつて、何か事情のない限り代々役をして居つたのであります。一つの郷に一人づゝ居り、その下に組頭といふものが二十名あつたのであります。その組頭は明治五年に廢されて、伍長といふ名稱になつたのであります。各部落で今日尙ほ伍長、年番などと云

ふのは、この當時の名残りであります。本村は前に申しました通り、二つの郷より成り立つて居りまして、瀧保郷は瀧保貞次郎の家が名主でありました。同家は元と齋藤姓でありましたが、明治十七年に瀧保と改姓したのであります。古記録を調べて見ますと、元祿年中は久六といひ、正徳明和の頃は久左衛門といひ、何れも庄屋であります。その後代々久左衛門と稱へ、天保年間に如何なる事情がありましたか、一寸本莊の御家人が代名主即ち今日でいふ職務管掌をやつたやうであります。田高の源藏なども川西、四ヶ村及井岡、中澤の賛成を得て名主にならうとして願出たこともあります。それが、瀧保村の反對に逢つて阻止されたのであります。その後、安政年間、民助——この人は子吉村の阿部金右衛門から養子に入つたやうであります。此の人の代に養家と折り合ひ悪しく、しばらく大西目の齋藤與右衛門の家に居り、田高の齋藤

喜助の家の前に番屋を拵へて名主をやつて居つたやうであります。その後、慶應二三年頃から明治五年まで常吉久左衛門養弟慶治の子が名主となつて居りました。順序を申し上げます。

久六——久左衛門(何代も續く)

御家人——民助——常吉

西目郷の庄屋、即ち出戸の名主は、元祿頃は長助と稱し、それから七八十年後の明和の頃は利助と稱して居ります。元祿七年から十七、八年後、正徳二年の記録には、庄右衛門とありますが、庄右衛門(又は金藏は、應島信吉の家の代々の通名のやうであります。長助利助も同一の家の子であるかと思ひますが、判然いたしません。その後、多分金藏といふものの代に於てでありませうか、西目瀧の干拓を企てた爲めに、殿様の勘氣に觸れて、矢島に居つたことがあ

ります(この人は川崎の金藏坂を開修したと云ひ傳へられて居ります。そして本莊藩士の鈴木團平が代名主となつて、所謂職務管掌をやつたのであります。此人は梅枝と號して畫を能くし、養子の梅山は、本村中澤の齋藤六郎兵衛から出た人であります。その後文化十一年頃助太郎が名主となつたのであります。矢島に行つた金藏が庄右衛門と稱して元の姓の高橋を鷹橋と改め商人になりましたが、鷹橋家の系圖を見ますと、元和五年加賀の國より出戸村に移るとあります。助太郎は今野姓を名乗つて居るが、これは鷹橋の一族で、矢島に澤山ある今野姓を稱して出戸に戻り、名主を勤めたものではないかと思はれます。その後勘氣がお許しになつたので、元の名の金藏と稱して名主を勤め、安政六年には八百右衛門となり、後ち常右衛門となり、明治五年まで名主役を勤めたやうであります。

順序を申し上げますれば

長助——庄右衛門——利助——金藏

團平——助太郎——金藏——八百右衛

門——常右衛門

となります。

名主の職務といふものは、今日の村長などとは全く異り、單に殿様に納める年貢や、山役の取立、人馬驛傳の徵發、藩士の屋根葺用の萱や薪から建築材に至るまで一切の供給を差配して居つたに過ぎないやうであります。で主なる藩治上の事は、正徳二年に先規の山小境改めをなし、その後また寛永年間に御留山(官有林)源山(水源)涵養林等の制度を確立したことなど、又新田本田の高改めなども時々あつたやうであります。給料は高三十石を藩主から許され、扱下家一軒より米七升づゝ取り、組頭には一名につき高四石

五斗づゝ領主から許されたのであります。

以上述べました事は單にその沿革の概略に過ぎませんが、御維新以來人文の發達に伴ひ、内外庶政の改革が行はれ、中央に於ては先覺の士が盛んに民權論を唱へ、國會開設を要求するやうになりましたので、政府に於てもこの大勢を見、國會開設の準備として明治二十一年四月一日先づ町村制を發布したのであります。この法律に依りその後幾多の變遷を経て、完全なる自治制度が確立せられ、遂に今日の盛況を見るに至つたのであります。従つてこの町村制の施行といふことは、憲法發布と同じく實に國家にとつて重大なる意義があるのであります。依つて左に當時の御詔勅を掲げることと致します。

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ

市町村制
發布

市町村制
發布の
詔勅

權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

市制及町村制は、斯様な有り難い御趣旨によつて發布されたものであります。更にその理由書を時の政府から發布になつて居ります。それに據りますと、名譽職に就くことは、壯丁の兵役に就くと同じであるから、名譽の爲めに無給にして職を奉ぜしめるのであるといひ、又これに習熟することは、やがて國政に參與せしむる準備であるといつて居るのであります。

その翌年即ち明治二十二年に憲法が發布せられたのも、これに端緒を發して居るのであります。

町村制は明治二十二年四月一日から施行されましたが、我が由利郡ではその準備として、郡長は出戸村、應島、信吉、西目村、三浦、専右衛門、池田、沼田、村佐々、木勇、太郎、海士、剝村、佐々、木徳、右衛門、同彌

市兩前寺村から阿部儀右衛門を本莊町永泉寺に招集し各村の從來所有して居る財産を新たに出来る村の財産に引き継ぐことに協議を決定しまた町村の區域については兩前寺村を平澤町に屬せしめ海士剗村を西目村に編入したのであります。即ち此の時の協議に依りて西目村の區域は出戸沼田西目海士剗の四大字となつたのであります。この協議の際西目村の協議員等は單純に海士剗の部落のみを西目村に編入し同部落の關係ある龍ヶ森、瀉端等の耕地並に藤崎部落との入會の山等はその儘子吉村に置いて來たことを後で氣がついて大さう悔んだのであります。超えて四月十九日並に二十日には新制度に基く村會議員の選舉を行ひ五月五日には佐々木勇太郎を助役に同二十五日には收入役に岡田茂助を選舉し同日須藤充美今村基一を書記に採用し同二十九日には左記の開廳届を知事に提出したのであります。

役場開廳御届

本縣御訓令甲第九十三號ニ據リ由利郡西目村役場本月二十二日ヨリ開廳仕候ニ付此ノ段御届仕候也
明治二十二年五月二十九日

秋田縣由利郡西目村

助役 佐々木勇太郎

秋田縣知事男爵青山貞殿

越えて六月の十一日には本莊町の士族逸見勝四郎を有給村長として選舉し六月二十八日に就任を見ましたが當時村長の月俸は九圓でありまして助役は報酬貳圓五拾錢收入役は月俸四圓書記兩名共月俸參圓五拾錢でありまして今から見れば感慨深いものがあります。

逸見は本莊藩の士族で性極めて嚴格事務を執ること堪能几帳

面て且非常に儉約家で然かも恪勤であつた爲めに納稅義務の觀念は特によく植ゑ付けられ事務の成績も亦擧つてをつたのであります。

此の逸見が時折り洋犬を引き連れて餅の御馳走に招かれて往くのをよく見受けたものでありましたが、此人は明治三十八年まで實に十七年間勤続されたのであります。

どうして此人が西目に來たかと云ひますと、明治十六年五月十五日に西目村戸長役場の筆生となつて居りますので、多分その縁故で齋藤與右衛門が推薦したものであらうといふ事でありませう。

明治三十八年五月には當時書記から助役になつて居りました今村基一が、逸見の後を繼いで村長に當選したのであります。今村は大正三年まで村長として、十年勤められ、その後ち助役として又一期勤められ——書記として以前に十年勤めましたから勤続

實に三十年でありまして、退職後は村有林の伐採監督に出て居つたが、奇禍に罹つて亡くなられたのは誠に惜しいこととあります。此の人は極めて眞摯温厚な人で、酒も飲まなかつたが、宴席などで興に乗つて踊ると、その踊りたるや實に神に入つたものであります。

その後大正三年から私が村長になつたのであります。(尤も四十年から助役を四年間やりました)が、本村の自治は全く前兩君の努力によつてその根柢深く培はれたもので、あつてその功勞は誠に大なるものであります。又吏員の諸君の中には、瀧保貞次郎の如き現助役佐藤小之助の如き、十數年も勤続せられた者もあります。勤続年数は短くとも、非常に成績を擧げられた方もございます。

左に、町村制施行以來の助役並に吏員の氏名を掲げることによ

たします。

助役

勤続年数	氏名
九年	佐々木 勇太郎
一年	佐々木 勇吉
十年	今村 基一
二年	三浦 和三郎
四年	湯保 貞次郎
四年	佐々木 孝一郎
六年	岡田 武敏
十七年 (現職)	佐藤 小之助
収入役	氏名
二年	岡田 茂助
四年	齊藤 幸次郎
一年	三浦 勇造
三年	齊藤 太七
十三年	湯保 貞次郎
二年	湯保 貞次郎
四年	佐藤 小之助
三年	佐藤 小之助

書記

勤続年数	氏名
五年	齊藤 直次郎
七年	鷹島 菊三郎
一年	清橋 民治
十年	今村 基一
一年	須藤 充美
四年	三浦 岩次郎
二年	齊藤 幸次郎
二年	三浦 直吉
二年	齊藤 辰五郎
二年	淵 名重記
三年	岡田 勝多郎
七年	三浦 久米次郎
五年	三浦 仁助
九年	今野 銀太郎
五年	齊藤 太七
七年	三浦 磯男一
五年	今野 周彌
五年	吉敷 正次

役場移轉

自治制施行當時の吏員の年齢

町村制施行後の役場は、初め出戸の鷹島民造宅でありましたが、翌二十三年十一月沼田の西泉寺を借りて之に移轉し、三十三年九月金山小學校の舊校舍を移轉改築して之に移りました。現在の應舎が即ち是れであります。

此處に面白いのは、自治制施行當時の吏員の年齢であります。

年	氏名
二年	今野 資一郎
二年	工藤 徳長
三年	齊藤 徳松
三年	佐藤 宗二
五年	田中 茂左衛門
四年	高橋 正實
三年	鷹島 菊三郎
五年	清橋 民治
八年	伊藤 善七
八年	谷野 正光
十三年 (現職)	伊藤 亮一郎

技手

年	氏名
十年	伊藤 亮治郎
三年	鈴木 文三
七年	齊藤 直次郎
二年	佐々木 孝尙
二年	田中 茂左衛門
八年	佐々木 孝尙
八年	湯保 修一
二年	佐貫 直道
三年	鷹島 金七

村長逸見勝四郎は四十七歳、助役佐々木勇太郎は三十三歳、収入役岡田茂助は四十二歳、書記今村基一は三十九歳で、所謂壯年内閣であります。年齢少きに過ぐれば丁度現在の支那要人の様なもので、血氣に逸りて動もすれば常軌を逸し、又老齡に過ぐれば何事も事勿れ主義に墮して、萎微不振に陥ることを免れないのであります。すが本村の自治行政が極めて堅實に發達したのは、斯かる壯年期の人達が局に當つたのも一の有力なる原因ではなからうかと思ふのであります。

それから村會議員で御座います。村會と村の當事者とは、所謂車の兩輪の如きものであつて、法律規則の上でこそその職務權限を異にして居りますけれども、この兩者が意思の疏通を缺いたり、又は權限争ひをしたりしては、決して自治の圓滿なる發達を遂げることが出来ないのであります。本村に於て從來この兩者が誠

によく融和して居るのは最も慶ぶべきことであります。又村會議員に選ばれる人も、村内一流の人材を網羅し、勤続年數なども随分長い方が御座います。親子二代引き續いて村會議員になつて居る人などもあります。第一期以來の村會議員の氏名を擧ぐれば、下記の通りであります。

村會議員當選者

氏名	當選回数	在職年數	三輪專右衛門	今野甚之丞	菅原惠源	鷹島彌重郎	佐々木與左衛門	齊藤良喜知	池田治平	三浦和三郎	湯保貞次郎	牧野茂七	池田重右衛門	岡田玄瑛	三浦儀作
岡田茂助	二	一〇	三	一	一	二	一	一	二	二	二	二	一	一	一
佐々木勇太郎	三	一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
池田治平	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
齊藤與右衛門	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
池田治郎左衛門	二	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐々木與五兵衛	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
齊藤種五郎	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鷹島信吉	三	一五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三浦善次郎	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
齊藤孫兵衛	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐々木儀助	二	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第一期の村會議員

海士割 田 七石九斗三升三合
 畑 三斗七合
 屋敷 七斗三升九合
 總石數 千二百七十八石五斗六合

となつて居ります。勿論之れには、瀉の新田などは、まだ年貢を納めない時代であるから、加はつて居ないのであります。然るに明治五年二月には、士農工商を問はず、總ての國民が土地を所有し、自由に賣買することを許され、地券を下附される事になつたので、同六年六月には、石高の稱が廢されて、反別を以て云ひ、現はすことになり、從來何百刈何石揚といつたのが、何反何畝何歩といふことになつたのであります。その反別を擧げると、次ぎの通りであります。

西目田 九十八町三反五畝二十歩

地券下附

明治六年 反別

沼田	畑	屋敷	三町五反六畝二十一歩
田	畑	屋敷	八町八反二畝二十二歩
田	畑	屋敷	三十五町二畝十歩
田	畑	屋敷	九反七畝五歩
田	畑	屋敷	三町二反七畝歩
田	畑	屋敷	三十六町八反三畝十歩
田	畑	屋敷	一町五反四畝十二歩
田	畑	屋敷	二町六反五畝二十九歩
田	畑	屋敷	五反八畝一歩
田	畑	屋敷	三畝二十七歩
田	畑	屋敷	七反一畝七歩
田	畑	屋敷	百七十町七反九畝十一歩
田	畑	屋敷	六町一反二畝五歩
田	畑	屋敷	十五町四反六畝二十八歩
合計			

併し之は實地の測量をなさず、單に從來の檢地帳に基いて拵へた

ものでありますから、非常に不正確なものであります。ところが明治九年になりますと、米納を廢して租税は總て「金」を以て納める事になつたので、所謂地租改正が行はれ、田畑宅地山林原野總て地籍あるものは一切官民有の區別を立て、測量製圖をなし、地位等級を定め、地價地租を附したのであります。こゝに於て略々村内に於ける正確なる面積を知ることが出来るやうになりました。尤も山林原野の取調を了へたのは明治十一年であります。此の事業は大にしては國積を知り、小にしては個人の所有權を明確にし、現に耕地整理をなしたる所の外は、今以てその圖面帳簿を用ゐて居るので、誠に明治政府に於ける有意義の大事業であつたのであります。その面積を示せば

西	民有地	四百五十一町五反七畝十六歩
目	田	

官有地

畑	九十五町 八 畝八歩
宅地	二十八町三反三畝六歩
山林	五百八十町一反六畝七歩
原野	四百七十八町六反六畝歩
合計	千六百三十三町八反一畝七歩

であります。而して、此の事業に従事された人々は

(田畑宅地)	出戸村	地租改正總代	波邊智
	同	副總代	小野彦七
	出戸村總代人		鷹島甚兵衛
(山林原野)	地租改正取調掛戸長		石川瀧太郎
	地租改正總代		鶴沼郷七
	出戸村總代人		鷹島甚兵衛

沼田村

(田畑宅地)

地租改正總代

渡邊智

地租改正取調掛戸長

石川瀧太郎

沼田村總代人

佐々木勇太郎

(山林原野)

地租改正取調掛戸長

石川瀧太郎

地租改正副總代

鷗沼郷七

沼田村總代人

佐々木勇太郎

西目村

(田畑宅地)

地租改正總代

渡邊智

地租改正取調掛戸長

小原寛順

西目村總代人

齋藤與右衛門

(山林原野)

地租改正取調戸長

齋藤種五郎

同

石川瀧太郎

地租改正總代

鷗沼郷七

西目村總代人

齋藤與右衛門

同

齋藤種五郎

海士制村

(田畑宅地)

地租改正取調掛戸長

石川瀧太郎

(山林原野)

地租改正總代

鷗沼郷七

その經費

等て、時の——明治九年田畑地租改正當時の副區長は白岩操、一小區の内本村の擔任戸長は菊地雪江、副戸長は石川瀧太郎、伍長總代は前に述べた通りであります。而して、この經費は田畑宅地丈けて五千二百五圓三十五錢九厘を要し、山林原野では千八百十三圓三十九錢三厘を要し、尙明治六年の地券下附に對しては千三百九十圓拾貳錢九厘を要したのであります。

當時總代人を定めて、左の如き誓約書を作製されて居ります。

誓約書

一、今般當村地主一同ニ於テ總代人ヲ定メ實地取調ニ關スル百般ノ事業

ヲ委任候ニ付テハ總代人ハ地主一同ニ代リ公平至當ノ調理ヲナスベ
キハ勿論之義ニ付渾テ總代人ノ公平ト視認シタル事件ハ地主壹同ニ
於テモ異議アルベカラス尤モ右係リ諸費ハ地主ニ於テ負擔スヘシ依
テ總代人及地主一同記名捺印ノ上茲ニ誓約ヲ證スル者也

地租改正に依つて自治制施行當時西目村疆域が定まり周囲の村
界が自づと明かになりましたが故に、その中に含まるゝ土地の面
積の如きは増減あるべき筈がないのでありますけれども、只村民
の利用の方法に依つて山林原野が耕地となつたり、田畑が宅地と
なつたりしますので、地目毎の異動は多少あるのであります。更
に官有地の拂下や、耕地整理の施行、地種組替等に依つて面積の増
加を來たし、利用の價値を増して居るのであります。故に、現在の
面積を擧げて見ますれば、次ぎの通りであります。

昭和七年四月一日現在

昭和七年
四月現在
面積

民有有租地

田	畑	宅地	山林	原野	雜種地
四百九十八町五反八畝二十九步	八十三町七反二畝一步	十萬九千四十坪一合七勺	五百二十二町二反九畝十四步	六百九十四町八反七步	二反八畝二十四步

民有免租地

田	畑	宅地	山林	原野
九反一畝十四步	三町七畝二十七步	七百四十坪九合二勺	七十町二反五畝十二步	百七十二町五反九步

山林原野

二百七十五町七反九畝十六步

これを明治九年の地租改正當時に較べて見ますと、田地に於て實に四十七町九反二畝二十七歩の増加になります。これは主として耕地整理の施行の結果であります。又畑に於て八町二反八畝十歩の減少を見て居ります。これは宅地又は山林等に地目地種の變換になつたのであります。これは畑作の不振を現はして居るのであります。更に山林に於て十二町三反八畝十九歩原野に於て三百八十八町六反四畝十六歩の増加を見ましたのは、官有地の拂下が主なるものでありまして、その官有地も今は村内全部拂下を完了しましたが、拂下に當つては、明治九年の調査の面積に基かずして、實測面積に據りました爲めに、その急激なる増加を見

たのであります。併しながら山林原野を耕地整理の如く面積を實測確定すると致しますれば、平均して臺帳面積の約二倍にはなることと思ひます。是等の土地が如何に利用せられて、村民の生活の資源となつて居るかといふことに就ては、後に産業の項に於て申し述べることに致します。

人口

舊藩時代に於ては、戸籍といふものもなく、たゞお寺に於て「人別」として取扱ひ、人民の方からはその費用として一人に付き玄米六合づゝの「人別米」を寺に納めて登録して居つたに過ぎません。したが、明治五年に初めて戸籍法といふものが施行され、戸長役場に於て戸籍帳なるものが調製されたのであります。この戸籍帳には、神社の氏子關係、寺院の檀家のことまで記載されたものであ

ります。この戸籍帳調製當時の奇談は、今にも残つて居りますが、男が女になつたり、年齢が非常に若くなつたり、逆まに年寄りになつたり、父不詳、母不詳などがざらにあつたのであります。當時西目村にどの位人口戸数があつたかといふに、戸数三百七十戸、人口二千七十三人（内男千六十二人、女千十一人）で、男の方が五十一人多くなつて居ります。それが明治二十一年の調べになると、戸数三百六十七戸、人口二千三百三十七人（内男千八百八十三人、女千五百五十四人）であつて、人口が二百六十四人殖えて居るに拘らず、戸数は反つて三戸を減じて居りますのは、維新後餘りに急激なる諸制度の改革に依り、知らない法律規則がどんどん出来、百姓の無智に乗じて本莊あたりの所謂さかしい人間が盛んにはびこり、巧言を以て金を貸し付けて無理に取つたり、其中でも中保、大、吉等に依て企まれた無盡騒動といふ大事件があつたり、經濟界の非常な變動に逢

つて財産を失つたりして、身代限りとなり、北海道やその他に落ち行つたものがあつたからであります。が、明治二十七年には、戸数四百七十戸、人口二千九百六十人（内男千四百八十九人、女千四百七十一人）となり、世間も漸く穩かになつて、人口も戸数も殖えて、男と女の數も均整がとれて来て、明治二十九年には、男女が略々同數となつたのであります。

此處に注目すべきは、明治二十九年後になると、男の數よりも女の數が殖えて来て居ることであり、殊に明治四十五年には、急激に増して、女の方は男より百十人も多く、大正三年には五十四人、大正十三年には六十九人多くなつて居ります。これは海岸通りの出稼ぎが此頃は最も好景氣であり、又世の中も生活が今日の如く困難でなかつた結果でありまして、昭和七年の四月現在では、男女略々同數で、女の方が僅に二人多いのであります。

一體男女の数が平均して居ると村内極めて平和でありますけれども男の数が女の数よりも多い場合は、自然殺伐な氣風を生じ、反對に女の数が男より多い場合は、風儀が紊れ、人口は急速の増加をなすものであります。此の點につきましましては、村の先覺者諸君が、餘程注意しなければならぬことと考へます。尙ほ參考のため、に國勢調査の結果を申し上げますと

年 度	戸 數	男 人	女 人	口
大 正 九 年	五八六	一、六四九	一、八二二	三、四七一
大 正 十 四 年	六一三	一、五八〇	一、八八九	三、四六九
昭 和 五 年	六三五	一、六四五	二、一〇一	三、七四六

となつて居りますが、これは調査が九月一日であつて、丁度その時には、海岸方面から、北海道に男の出稼者が澤山行つて居る時であり、りますから、男の数が著しく減つて居るからであります。更に昭和七年四月一日現在の各部落の人口戸數を擧げて見ますと

部落名	昭和七年四月一日現在		明治九年一月一日現在		増 減
	戸 數	口	戸 數	口	
出 高 戸	一〇八	四〇二	四〇一	八〇三	△
上 高 屋	二五	一二五	一二三	二四八	△
中 高 屋	四七	一四三	一五〇	二九三	△
沼 田	四七	一六四	一六七	三三一	△
沼 端	四八	一二四	一三二	二五六	△
田 高	六三	二一三	二一七	四三〇	△
湯 保	七八	二九二	二六七	五五九	△
井 岡	五〇	一八八	一七六	三六四	△
中 澤	三三	一二三	一一八	二四一	△
海 士 制	一四六	五二五	五四六	一、〇七一	△
計	六四五	二、二九九	二、二九七	四、五九六	△

以上の次第で、現在と明治九年とを比較すれば、出戸に於て戸數六十八戸、人口六百五十四人、沼田に於て戸數四十三戸、人口三百十六人、海士制に於て戸數百三戸、人口七百七十人、西目に於て戸數十

三戸人口九百十一人の増加となつて居りまして、出戸は兩高屋に於て、沼田は潟端に於て、海士剝は地元（地元の）に於て著しく殖えて居るのであります。尤も此の明治九年の調査といふものは、戸數と人口の割合に於て腑（はら）に落ち兼ねる點もありませんが、農村の戸數が、漁村のやうに増加しないのは、一つは、分家に伴ふ經濟的條件が、漁村のやうに簡單でないからであります。

要するに人口の増殖するのは、その土地に産業が起きるか、または住み易いかに起因するのであつて、中澤のやうに昔から三十戸になれば必ず一戸缺けるといふ様な土地は、またそれだけどこかに生活上の缺點があるからであります。この見地に基いて考へて見ますると、明治二十三年以來出生の總數は六千一百一人で死亡の總數は三千九十三人、差引増加が三千八人でありましたけれども、現在の人口は四千五百九十六人で、これから明治二十三年の人口

貳千三百三十七人を差引きますと、残りが二千二百五十九人となるのであります。それで、出生死亡差引三千八人から二千二百五十九人を差引きますと七百四十九人といふものが不足なのであります。この七百四十九人といふものは、西目村以外にどこかに生活を求めて居る人になるのであります。若し西目村に産業が起り、生活が裕かであるとするれば、この七百四十九人を包容し得るのみならず、更に多くの人口を村内に誘致するであらうと思ふのであります。記録にある二十三年以來昭和七年までの人口戸數の増加は、平均人口に於て七十一人六分、戸數に於て六戸七分であり、出生死亡に於て、出生が百四十四人八分、死亡が七十三人六分であり、最近十ヶ年の平均は、人口で八十八人五分、戸數で七戸九分の増加となり、更に出生は百六十四人五分、死亡は八十四人となり、漸次増加の傾向を有してをるのであります。

財政

昭和		一		一		二		三		四		五		六		七	
四月現在		六		五		四		三		二		一		一		一	
六四五	六四七	六四四	六三五	六三一	六二六	六一七	五八三	二、二九九	二、二八四	二、二七〇	二、二六一	二、二〇四	二、一六九	二、一三九	二、一〇七	四、〇五三	四、二七八
二、二九九	二、二八九	二、二四一	二、二〇四	二、一六一	二、一七〇	二、一七一	一、九八三	二、二九七	二、二七六	二、一八九	二、一六八	二、一三七	二、一〇八	二、〇七〇	二、〇三〇	四、五九六	四、四八五
四、五九六	四、五六五	四、四八五	四、四四一	四、三五九	四、三三九	四、二七八	四、〇五三	一六二	一七六	一七二	一五四	一六四	一五七	一九五	一九五	一六二	一六二
七三	八一	八五	九〇	八一	八三	八三	一〇二										

西目村の財政を語るにあたりまして、先づ第一に村の豫算に就いて申し上げて見たいと思ひます。豫算は御承知の通り自治體を經營して行きますところの一年間の經費の見積りであり、決算はその精算であります。故に、これを

調査して見ますれば、當時如何なる仕事を経営せられ、いかなる事件が出来て居たかといふことも解りますし、又その事業經費等は、自治體の興隆盛衰のパロメーターの様なものでありますから、茲にその大要を申上げて見たいと思ひます。明治二十二年町村制實施當時の決算は僅に五百十九圓であつて、役場費が三百十圓、教育費が百八十七圓となつて居ります。當時の役場といふものは、官廳事務の取次が主で、自治體本來の仕事といふものは殆んどなく、僅かに學校を經營して居つたに過ぎないのであります。而も此處に注目すべきは、教育費が役場費の約半額に過ぎなかつたこととあります。斯様な状態が二十九年まで八ヶ年續いて居りまして、何れも一ヶ年の經費千圓未滿に止つてゐたのであります。

ところが明治三十年には、沼田小學校が新築され、同三十三年に

は役場が新築され、三十四年には海士剝小學校が改築されるといふ有様で、従つて此の五ヶ年間は豫算が二千五百圓臺に上り、教育費と役場費との比例は略々同額の五百圓臺であります。それから三十五年、六年には、國有原野の拂下や、隔離病舎の建築などがあり、三十六、七年から四十年までは、西の澤郡道の村請負やら、國有原野の拂下やら、郡費の急激なる負擔の増額、傳染病の發生等がある。つて、豫算も五、六千圓臺に上つたのであります。四十一年には、西目小學校の増築があり、更に四十四年には傳染病が猖獗を極めましたので、一寸一萬圓を超して居ります。そして大正六年迄はこれ等の後仕末の村債の償却などがあり、又大正三年、四年、五年には、出戸街道の改修があり、大正六年には、學校の屋根の瓦の葺き替へがあり、この間に於て造林、苗圃等の仕事も可なり盛んであります。たけれども、尙ほ豫算は一萬圓以内であつたのであります。

只此處に注目すべきは、四十一年からこの方、教育費と役場費の比較は、反對に教育費の方が非常に膨脹いたしましたして、約五割方増加して居ることあります。

大正七、八年は異常なる物價騰貴の爲めに、豫算も一躍大膨脹を來たし、二萬圓臺に上つたのであります。それから大正九、十年には三萬圓臺、十一、十二年には四萬圓臺、十三、十四年には三萬圓臺、昭和元、二、三、四、五は五萬圓臺であります。その主なる仕事は、七年には分教場の建築があり、七年から十二年迄六ヶ年は引き続き教員住宅の建築があり、八年から十四年までは沼田街道、湯保街道、海士剝街道、その他橋梁等の改築があり、七、八、九年には臨時手當の支給があり、十年には俸給令の大改正があり、學校役場等の經費の膨脹を來たし、十一年には教育費だけで一萬圓に上り、大正十四、昭和元、二年には、特別會計であるけれども、學校の建築の爲めに十一

五六
 萬七千五百七十四圓餘を費し、この後仕末の爲めに昭和二年以降一萬二千圓内外の公債の償還を要し、更に昭和二年には災害土木工事があり、昭和三年には電話の架設あり、昭和五年には西の澤街道の改修及び御月森の拂下あり、是等の爲めに急激な経費の膨脹を來たして居るのであります。教育費に就いては、昭和三、四年には一萬六千圓臺に上つたのであります。その外、大正九年以來實業補習學校が獨立となり、昭和二年には青年訓練所の新設となり、この兩者合せて四千圓内外の経費を要して居るのであります。實に村財政上容易ならざるものがあつたのであります。そこで六年以來、極力経費の節約を加へ、村吏員の減俸等を行ひ、實行豫算を編成するなどして、六年度には前年度より二千圓、七年度には更にそれより二千圓の減税を行ひました。一面又不況のドン底に沈淪して居ります。村民の窮狀を救済すべく、各種の施設をなしま

したが爲めに、豫算面に於ては左程の減額を見て居らないのであります。但し、大正四年からは、村有林の經營費は總て特別會計として經理して來たのであります。その詳細は次ぎの表の通りであります。

村歳入出決算

年 度	歳 入	歳 出	備 考
二 二	五九、六一四	五一九、二九四	教役 育場 費 一三〇圓
二 三	六九四、〇九一	六〇〇、六〇九	教役 育場 費 一八九三
二 四	七二三、八四三	六二八、三四一	教役 育場 費 一五九一
二 五	八一、八九六	六七九、二七八	教役 育場 費 一四四一
二 六	七九三、二三七	六六七、五九六	郡教役 育場 費 一三七七 育場 費 五八七

初メテ村基本財産特別會計ヲ設ク	三	二	四 五	四 四
	九、五九一、七八四	七、三七九、三二七	八、五四〇、九四三	一〇、九二五、五一五
	九、五一二、七八〇	七、二三二、六八六	八、三二八、三〇六	一〇、六二五、五一五
	官基田苗清砂學役 本戶街園潔防校場 地財道回防校場 拂積改修費費費費 下屋修費費費費	清苗砂西教役 潔園防道育揚 費費費費費費	村農村造部學役 醫舍債 住建債林校場 宅建債林校場 建築費費費費	火傳村部學役 葬染債 場病債 新陳却 設防費費費費
一、二五三、〇八〇 一、〇九一、八八〇 一、一三三、〇二五	二、二二六、〇〇〇 一、三〇一、七四一 一、五五五、四九三	一、五三〇、五五九 二、八〇五、〇九六 〇、八四〇、八八六	四、一三七、五八五 九、六八二、八五三 七、七四五、二二三	一、四八〇、八〇五

四 三	四 二	四 一	四 〇	三 九
七、四七〇、一〇二	六、八五二、六八五	一一、一一七、三四二	五、七七四、五二〇	四、五三三、六九〇
七、一四五、八六六	六、三〇三、三八三	一一、三八五、四五五	五、三七〇、六一九	四、一六四、二八六
學役 傳染債 校場 費費	傳染債 病債 廢却 防費	傳染債 病債 廢却 防費	傳染債 病債 廢却 防費	傳染債 病債 廢却 防費
一、八〇四、四三五	一、七八五、四一九	一、五五九、九二二	一、四〇八、六六七	一、九七二、三七八

地租輕減となつた結果六千七百六十二圓四十二錢となり、大正十年には農産物騰貴の結果所得稅增加同稅丈で二千四百九十九圓四十一錢即ち合計八千六百四十五圓五錢となり、同十一年には耕地整理完了のため田租約三百圓を輕減せられ、最高負擔は大正十五年(昭和元年)の九千八百八十六圓七十七錢で、昭和六年には地租は地價を廢して賃賃價格による事となり、又不況の結果所得稅が僅かに三百一圓となつた爲め、國稅總額四千九百一圓五十六錢となり、漸く明治二十二年以來完納の成績を續ける事が出來ました。縣稅は、明治二十二年には千二百四十九圓四十五錢八厘でありましたが、三十二年には二千八百三十五圓四十七錢九厘となり、四十二年には四千三百圓三拾五錢となり、大正八年には七千九百三十五圓となり、昭和四年には一萬一千八百二十七圓となり、現在では一萬九百六圓三十九錢でありまして、最高は大正十四年の一萬

四千六十圓六十錢であります。明治二十二年以來昭和四年迄は完納の成績を持續しましたが、爾後若干の未納を出して居りますことは誠に遺憾であります。以上、十年毎に、諸稅の變化の大體に就いて申し上げましたが、猶ほ参考の爲め、國、縣、村稅の賦課徵收の狀況を擧げて見ますれば左の通りであります。

納稅成績表(國稅ノ部)

年次	賦			課		額		計	未納額
	宅地租	田租	畑雜地租	所得稅	營業稅	家用 油稅	資本 利子稅		
明治二二	七九	二、九三九	二一一	一一	二一四			三、四五七	
二三	八〇	二、八八五	二〇八	一一	二一七			三、四〇四	
二四	八一	二、八六五	二〇八	一三	二二二			三、三九一	
二五	八一	二、八六五	二〇八	一二	二三八			三、四〇六	
二六	八一	二、八六六	二一三	一四	二三六			三、四一二	
二七	二九四	二、八六一	二一三	一四	三一八			三、四八八	

納税成績表 (村税の部)

年次	賦					課					合計	未納額
	附加税	戸數附加税	營業附加税	雜種附加税	所得附加税	國稅附加税	營業附加税	營業附加税	營業附加税			
明治二二	三三七	二二五		一八						五八四		
三	四一七	一七六		一五						六〇八		
二	四〇五	一七四		二一						六〇〇		
二	四九三	二〇八		二〇						七三四		
二	四二九	一八一		二四						六四九		
二	四七五	二〇二		二六						七二一		
二	五二八	二二七		三四						八〇七		
二	五五八	二三六		三八						八五四		
三	六三二	四二九		三八						一、〇九三		
三	六六八	三八六		三八						一、一二四		
三	六六七	六〇六		三〇						一、四五一		
三	八七五	八八二		一五九						一、九七〇		
三	一、一六二	七四九		二一七						二、一九六		
三	一、六六〇	二、〇一四		二一三						三、九四〇		

七五

備考 特別地稅ハ地租附加稅ニ合算調整セリ

年次	附加税	戸數附加税	營業附加税	雜種附加税	所得附加税	國稅附加税	營業附加税	營業附加税	營業附加税	合計	未納額
昭和六	七、四〇〇	三、〇九一	八一	一、一七五	一二一	一九	一四	一〇、九〇六		四八六	
五	七、四三〇	三、一四六	九〇	一、二八一	四三三	三二	八一	一〇、四二四		一〇三	
四	七、四二七	三、二七七	一〇九	一、四五〇	五〇七	三三	二二	一〇、八二七			
三	七、四二九	三、一六七	一〇三	一、五四一	五九九	一九	六二	一〇、八六九			
二	七、四三二	三、一七四	九九	一、九四七	六六二	一五	二九	一〇、九二九			
一	七、四〇二	三、一六〇	二二〇	一、八三八	七九	六	一	一〇、七六三			
一	七、四四〇	三、九一七	二九二	二、〇七二	一七〇	三六	三一	一〇、四〇〇			
一	七、四二二	三、六二三	三一九	一、七八三	一二二	〇一	一九	一〇、三九四			
一	七、四二二	三、九八一	二六五	一、七八六	一五〇	七〇	二〇	一〇、三六八			
一	七、九五二	三、五九四	二四三	一、八一三	一六六	一二	四四	一〇、三二七			
一	七、九八六	三、四四八	二一六	一、〇〇二	一五三	一二	二八	一〇、二八八			
九								二、〇九三			
八								七、九三五			
七								六、六二八			
六								五、四六一			

七四

田	畑	宅地	山林	原野	雜種地	學校敷地	役場敷地	舊學校敷地	松	杉	扁柏	落葉松	潤葉樹	
四反〇十九步	八反二畝十七步	二千〇八十三坪八合七勺	一反六畝二十四步	五百六十九町九畝〇六步	五畝〇四步	四町二反五畝〇五步	二百七十四坪〇二勺	七反二畝〇九步	(内宅地二百五十三坪ヲ含ム)	二百三十四萬五千百十本	八十萬七千二百五本	十八萬七千五百二十本	九萬四千七百二十一本	不詳(約三百十町步)

以上の内現金は現在學校建築費に對して金三萬二千八百圓、通信施設に四千三百七十五圓、土地購入の爲めに三千九百五十圓を運用して居るので、現金としては殆んどありませんけれども、これが爲めに村税の膨脹を抑制して、村民負擔の均衡を保ち、非常に効果を擧げて居るのであります。

土地は概ね國有原野の拂下や部落財産の統一に依つて得たのであります。之に實測約千町步の造林を爲し、合計三百四十三萬四千五百五十六本の植樹と、三百町步の潤葉樹林を持つて居るので、現在こそ僅かな收入に過ぎませんが、茲四五五年を経てその經營よろしきを得さへすれば、優に村税を償つて餘りあるものと信じて居ります。これ迄蓄積いたしました徑路を述べて見ますれば左の通りであります。

明治二十四年に初めて五十圓、翌二十五年に四拾圓を蓄積して

以來明治三十一年には學校建築費として村基本財産から三百六十五圓、學校基本財産から六百七十七圓を運用することが出来ましたし、又三十三年、三十四年には學校基本財産から三百五十圓を以て農工銀行の株券に應じて創立を助け、三十五年には村基本財産から四百圓、學校基本財産から百圓縣債に應じ、三十六年には村基本財産から二百十圓、學校基本財産から三百九十四圓を以て蛇場見荒田の國有原野の拂下に支消し、三十九年には村基本財産から二百圓を柳澤上幅の國有原野の拂下費に支消したのであります。すが、その後部落有財産の統一やら、その他鋭意蓄積に力め、又大正十三年には學校基本財産と村基本財産と合併いたしました結果、大正十五年(昭和元年)には約一萬圓に達し、學校の増築に當りては一部村有地を賣却してこれを以て學校建築費に充て、その目的を達し得たのであつて、村の財政上裨益する處が多であります。

罹災救助基金

いづれ簡易保険の借入金を償還しますれば、引續き基本財産の積戻計畫も確立して將來に備へて置きたいと思ふのであります。罹災救助基金は、明治四十五年(大正元年)に初めて設けたのであります。りますが、約一萬圓の蓄積を目的として居りまして、現在迄出戸の火災の時、四ヶ村の火災の時及び昨年の瀉端の火災の時に救助費を支出して居ります。

年次	村基本財産	罹災救助基金	學校基本財産
明治二六	一七一、一二四		五五九、七九八
二七	二一一、一二四		六〇二、五〇七
二八	二二七、七一五		六〇七、〇六九
二九	二六三、八四四		六五三、五七四
三〇	三一〇、一六八		六一八、五七四
三一	四二九、六三三		七一八、六四〇
三二	四六八、一九六		七一八、六四〇

(三六五、〇〇〇)ノ學校建築費トシテ運用ス
(六七七、〇〇〇)ヲ運用ス

經濟

本村の經濟に就いてお話しするには、先づ村の生産状態から始めなければならぬのであります。生産額の調査といふのが、大正八年以前は記録が散亂して據るべきものがありませぬので、同年即ち最も好景氣であつた時代から以後の事だけしか知ることが出来ないであります。その大要は次ぎの表に載せませんが、生産額の最高は、大正八年の五十六萬二千圓で、それから大正十二年丈を除いて、毎年ずつと四十萬圓以上で昭和四年迄續きました。ところが昭和五年、六年には急激に二十萬圓に下つたのであります。随つて一戸當りに於いても大正八年に於ては九百八十二圓であつたものが、昭和五年には三百五十一圓となり約三分ノ一に減じたのであります。その主なる原因は無論農産物及び海産物の暴

最高生産額

政府の政策の影響

落であつて、これは政府の政策の影響の然らしむる處であります。

生産額調

年次	農産		林産		養蠶		養鶴		畜産		水産		工業		計
	農	林	蠶	鶴	畜	水	工	計	畜	水	工	計			
大正八	三、七七、九七三	七、八八五	三、〇九五	一、九二一	八、九三〇	一、二、五四四	八、五〇四	四、六六〇	五、六二、八五二	九、三〇四	三、五五二	二、八、七一六	七、〇四一	三、七五二	九、三〇四
九	三、〇四、三五五	二、八、七一六	一、七〇四	一、三、七五二	九、三〇四	一、九、七八三	六、七、三、七四一	一、六、八、六、四、四七	八、九七	一、〇、二、四、〇、三	二、二、四、三、二	四、二、九	三、六、三	一、〇、二、四、〇、三	二、二、四、〇、三
一〇	二、四、三、九六〇	二、三、二、八五	一、六、八七	一、三、七五	九、三、四、八	二、四、八、七、三	一、〇、二、四、〇、三	二、二、四、三、二	四、二、九	三、六、三	一、〇、二、四、〇、三	二、二、四、〇、三	四、二、九	三、六、三	一、〇、二、四、〇、三
一一	二、三、九、九一三	五、一、六、三、三	〇、五、一、四、六	〇、一、〇、七、一、九	九、三、二、四	一、四、七、七、七	九、九、九、三	二、一、六、三、四	四、二、八、〇	一、八、七、八、〇	三、二、九	二、八、四	四、二、八	三、二、九	二、八、四
一二	二、一、二、七、四	二、五、一、二、五	二、一、六、九	三、八、八、七	七、七、四、三	一、一、三、九、二	五、二、五、二	六、二、六	五、五、〇	四、五、六	四、一、七	一、三、三、九	八、三、二	一、一、三、三、九	八、三、二
一三	三、三、九、八、三	一、一、三、九、二	七、六、七、四	二、一、五	九、一、二、三	一、〇、七、四、三	六、七、〇	三、八、一、九	七、九、〇	四、四、〇	三、五、二	一、四、三、〇	二、三、三、四	二、三、三、四	二、三、三、四
一四	三、〇、二、三、三	〇、七、八、四	三、一、〇、三	九、三、六	七、六、八、五	一、九、二、九、四	五、九、一、九	八、二、〇、〇	六、〇、〇	四、一、五	八、〇、〇	一、五、二、七	四、四、二	八、〇、〇	一、五、二、七
一五	二、七、四、八、四	二、八、〇、四	一、二、八、八、五	三、二、五、三	九、九、四、二	一、八、五、五、九	三、六、三、三	一、八、八、九	一、四、一、一	三、九、七	昭和二	二、六、一、五、九	一、三、七、一	七、九、九、三	一、四、七
昭和二	二、六、一、五、九	一、三、七、一	七、九、九、三	一、四、七	九、九、四、二	一、八、五、五、九	三、六、三、三	一、八、八、九	一、四、一、一	三、九、七	三	二、七、五、六、〇	三、二、六、一	〇、二、二、四、三、五	一、二、四
三	二、七、五、六、〇	三、二、六、一	〇、二、二、四、三	五、一、二、四	五、四、六、〇	一、九、二、九、三	一、〇、三、〇	一、五、一、八	九、八、〇	四、二、一	二、九、三	四	二、五、五、二、七	一、五、一、二、九	一、〇、八、一、〇
四	二、五、五、二、七	一、五、一、二、九	一、〇、八、一、〇	〇、三、三	三、九、六、七	一、二、七、一、三	二、九、八、二	八、二、七、四	二、二、五、六、七	二	五、一、五、六、四	一、三、一、九	〇、三、一、〇	四、〇、四	九、六、三
五	一、五、六、四、一	三、一、九、〇、三	一、六、〇、四	九、七、〇	二、九、六、七	一、二、七、一、三	二、九、八、二	八、二、七、四	二、二、五、六、七	一	六、一、四、〇、四	一、〇、一、〇	九、六、三	二、九、六、三	六、八、二、一
六	一、四、〇、四、〇	七、二、五、四	一、〇、一、〇	九、六、三	二、九、六、三	六、八、二、一	三、四、〇、五	八、五、三、五	二、〇、二、〇、九						

右の内、村外に移出するものがどの位あるかといふことに就いて調べて見たいのでありますが、過去に調査が無いのみならず、現在に於ても此の調査は極めて困難でありますから、殆んど推測に過ぎないのであります。依つて僅かに調査してある部分だけを掲げて参考といたします。

尤も米の移出に就いては、生産米検査実施後は、その検査数は殆んど移出数と見て差支ないものと思ひます。何んとなれば、本村民所有の田地は、他町村に所有する分を加へて殆んど村内の田地の総面積と等しいのでありますから、本村から他町村に出だす小作米と略々相殺が出来るからであります。

但、海士剝部落のみはその部落の生産米だけでは自給自足が出来ません爲めに、本荘から直接米を購買して居るのでありますから、その数だけを差引かなければ正確とは申されませんが、之は算入

いたしません。

生産米検査及價格表

(検査数ハ検査年度ニヨラス其年産米全部ノ数ナリ 價額ハ其年ノ一月ヨリ二月マテノ平均價格トス)

年 度	検査俵数	相場石當	價 額	備 考
明治四三	一二、六六〇	一一、八五〇	六〇、〇〇八	凶作ナルモ前年ノ持越多キニヨル
明治四四	一四、一一一	一四、八一〇	八三、六五二	前年ノ凶作ノ影響現ハル
明治四五	一一、二二三	一九、八五〇	八九、一一〇	大凶作
大正元	九、三〇二	一八、九四〇	七〇、三七一	前年ノ凶作ノ影響現ハル
大正二	一一、一一一	一三、二五〇	五八、八八八	
大正三	一二、五六六	一三、一七〇	六六、一九七	
大正四	一四、〇二八	一一、一五〇	六二、五六四	
大正五	一二、五六六	一一、一七〇	一〇六、四〇八	凶作
大正六	一一、三五五	三三、四三〇	一五一、八三九	前年ノ凶作ノ影響現ハル
大正七	一二、八八八	四六、四七〇	二三九、五六二	
大正八	一一、三五五	三五、二三〇	二一六、三八二	
大正九	一四、五〇九	三〇、九八〇	一七九、七九五	

昭和		昭和		昭和		昭和		昭和	
一	二	三	四	五	元	二	三	四	五
一四、七五〇	一三、九一〇	一五、九三四	一五、五二一	一三、八四一	一四、四七五	一六、六四六	一八、〇二一	一八、〇〇七	一二、三四八
三二、五五〇	三二、九〇〇	三八、一五〇	四〇、三六〇	三六、二一〇	三三、五九〇	三〇、二八〇	二八、一九〇	二二、七八〇	一七、九七〇
一九二、〇四五	一八三、〇五五	二四三、一五二	二五〇、五七一	二〇〇、四七三	一九四、四八六	二〇一、六一六	二〇三、二〇四	一六四、〇七二	八八、七五七

備考 農家ノ實際收入ハ其年ノ検査數ニ對シ一年遅レ即チ翌年ノ價格ヲ乘シタルモノハ實際收入ニ近キモノヲ得ヘシ

（但シ倉庫收容數ニテ村外移出及夏播米ヲ含マス）

移出移入調

年度	移出				移入及負擔				差引	
	米	畑作	林産	水産	生活費	諸税金	生産費	負債利子		
明治二〇	九、九四三	七五	一六〇	九三	四、七四	五、六九〇	調ナシ	調ナシ	10,100	1,113

而して村の内外を問はず、お互が働いて得る勤勞の所得や、又生産物の賣買の所得や、所謂村民の總所得を調査して見ますと、之れも正確なことは判りませんが、戸數割改正後の賦課の標準としたものを參考として左に掲げます。

村民總所得調

年次	總所得額	戸數	一戸當
昭和二年	二四七、五三七	五九〇	四一九、五五〇
三年	二五四、〇二四	五九一	四二九、八二〇
四年	二六二、九九四	六〇二	四三六、八六〇
五年	二四四、九六六	六〇四	四〇五、五七〇
六年	一八三、七九一	六一三	二九九、八二〇

現在村民の所有する総財産はどの位あるかといふに正確には判りませんが、大體次ぎの通りであらうかと推定されるのであります。

昭和七年四月現在

不動産	二、六六一、八九九圓	一戸平均	四、一二六圓
土地總價額	二、二六三、四三九圓	登記所認定價格ニ依ル	
建物	三九八、四六〇	家屋稅設定當時ノ基礎調査ニ依ル	
動産	五〇九、一八九	一戸平均	七八九圓
貯金 産業組合	八三、八〇九		
銀行	四四、一〇九		
郵便局	一〇、〇〇〇	推定	
債券株券	一〇、〇〇〇	推定	
家具類	一一〇、〇〇〇	推定 一戸平均	二〇〇圓トス
牛馬	二〇、〇〇〇	二百五十頭 平均	八十圓
簡易保險積立、西目局	九、二九〇	契約高	五二、二七八圓
		加入者	六〇七

でありまして、負債は悉く現金であり、而して財産と目すべきものは悉く不動産であつて、動産は五十萬九千圓あるのでありますけれども、牛馬家具等を除くとすれば三十六萬九千圓となりまして、差引負債が二萬圓餘多くなるのであります。これは餘程戒心

本莊局	六、〇〇〇	契約高	三七、六四九圓	推定
産業組合出資	三一、八五九	加入者	五二六	
無盡	一六四、一二二	未取金ノ八割		
個人貸金	一〇、〇〇〇	米價ハ一俵八圓ノ計算		
合計	三、一七一、〇八八圓	一戸平均	四、九一六圓	
負債				
産業組合	一二九、一五七圓			
勸業銀行	三三、〇九九圓			
普通銀行	七、七六〇圓			
個人	一五、〇〇〇圓	推定		
無盡	二〇五、一五三圓			
合計	三九〇、一六九	一戸平均	六〇四圓	

せねばならぬことであります。負債の種類等に就いても、正確な調査はありませんが、その原因は大體に於いて生活費の膨脹にあるやうに思はれます。又村民の實資力に就いて申しますと、大正元年以前の調査はありませんが、同年では面積に於ては略々同じでありましたけれども、納税額で三百圓を食ひ込まれて居るのは、本村民の所有する田地は多くは子吉村龍ヶ森地内の粗悪の土地であることを證明して居るのであります。それから大正五年に於て九百圓を食ひ込まれたのは、三、四年頃の米價の暴落及び凶作等の影響に依り、村の土地が一時非常に流出した爲めでありまして、十年頃から恢復して現在に於いては稍々優勢を示して居りますが、これは要するに大正八、九年頃の好景氣のお蔭であります。田地以外山林原野に於いて約五十町歩の不足をして居るのは、兩前寺部落との入會整

理を爲したと、子吉村と共同して柳澤を拂下げた結果でありまして、憂ふるに足らないのであります。唯此處に國有地の二百七十餘町が表に載つて居らないことを注意して頂き度いのであります。

村民實資力 (納税額ニ依ルモノ)

年 度	本村地租額	村民負擔額	村民他町村ニ負擔スル額	他町村民ノ負擔額	實 資 力
大正元年	六、三一八、三八〇	五、四六九、四九五	五七〇、二五〇	八四八、八八〇	六、〇三八、七四五
大正五年	六、〇四〇、四五〇	五、二九六、七八五	六〇三、七六〇	七四三、六六五	五、一五六、八八〇
大正十年	六、〇二八、七〇〇	五、二一六、三三〇	六〇三、六三〇	八一三、三七〇	五、八五九、九六〇
大正十四年	五、六四八、一三〇	四、九一四、一九〇	七一一、〇七〇	七三三、九四〇	五、六二四、二六〇
昭和二年	五、六六一、七八〇	四、九二九、五八〇	七二八、七二〇	七三二、二〇〇	五、六五八、三〇〇
昭和七年	四、九三九、〇七〇	四、三五六、五九〇	六八六、六八〇	五八二、四八〇	五、〇四三、二七〇

同

(所有土地ニヨルモノ) 但シ田地

年 度	本村地面積	村民所有面積	村民他町村 所有面積	他町村民本村 所得面積	實 資 力
大正元年	四五四、四五二〇	三九一、八四〇〇	五四、七七〇九	六二、六一二〇	四四六、六一〇九
大正十年	四五五、七二〇九	三九四、〇二〇七	六一、七九〇一	六一、七〇〇一	四五五、八一〇八
大正十四年	五〇〇、一四〇四	四三〇、六三二四	七〇、二〇一一	六九、五〇一〇	五〇〇、八四〇五
昭和二年	五〇〇、二九〇四	四三〇、二二一〇	七一、八〇一六	七〇、〇六二四	五〇二、〇二二六
昭和七年	四九八、五八二九	四三五、四七二〇	八三、五二〇九	六三、一一〇九	五一八、九九二九

同 (所有土地全部ニヨルモノ)

地 目	村 全 面 積		村 民 所 有 面 積		本 村 民 他 町 村 = 所 有 面 積		他 町 村 民 本 村 = 所 有 面 積		實 資 力
	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	
宅 地	一〇九、〇四六	坪	一〇八、四五一	四一四	八三、五二〇九	六三、一一〇九	五八九	一〇八、八六五	
畑	四九八、五八二九		四三五、四七二〇	八三、三五一四	四、六七一三	六三、一一〇九	三六一七	五一八、九九二九	
山林原野	一、二一七、三八一五		一、一五四、三八二二	一五、四一一四	六二、九九二三	一、一六九、八〇〇六		八八、〇二二七	

次ぎに土地の分布状態に就いて申し上げますと、大體に於いては富が平均して居りまして、大地主といふものがないのであります。

すが、兼併の弊は全くない譯ではありません。之れに關する調査も亦甚だ不完全でありまして、納税額に據るより外ありませんが、調査年度に依りて地租の課率の違ふことに御注意を願ひたいのであります。

田地にあつては、三町歩以内一反歩以上が大部分を占め、所謂自作が中堅を爲して居り、宅地は殆んど所有しない者が無く、また山林原野は村有地の拂下及部落共有地の分割登記を取ると、五反歩以上が多數を占めることになります。

土地所有面積別人員表

地 目	區 分	
	三十町歩以上	二十町歩以上
田	一	一
畑	一	一
宅地	四	四
雑地	四	四
	五町歩以上	三町歩以上
田	一九	一九
畑	一	一
宅地	七九	九四
雑地	五	五
	五反歩以上	一反歩以上
田	九四	二四三
畑	五	一六六
宅地	七九	九四
雑地	五	五
	一反歩以上	一反歩未満
田	九四	八三
畑	五	三〇四
宅地	七九	四四八
雑地	五	一九一

地租納額別人員表

年度	區分	昭和七	昭和八	大正一〇	大正一五	大正二〇	大正二五	昭和二七
人員	以三百上圓	1	1	1	1	1	1	1
	以二百上圓	2	2	3	3	3	3	3
	百圓以上	2	3	4	3	3	1	1
	以五十上圓	1	1	1	1	1	6	6
	二十圓以上	3	4	4	4	4	調査ナシ	調査ナシ
	十圓以上	6	5	7	7	7	6	6
	五圓以上	9	5	9	8	8	6	6
	一圓以上	2	2	2	2	2	2	2
	一圓未満	3	4	3	3	3	3	3
			四〇	一三	三七	五七	一九	一九

産業組合

金融

村内に於ける金融機關は、殆んど産業組合と無盡講の二つに依つて居るので、左にその大要を掲げます。

有限責任西目村信用販賣購買利用組合は大正四年一月三十日産業組合法に依りて信用購買組合設立の許可を知事に申請し、五

月十日許可せられまして、六月二十日から事業を開始し、大正十年八月十六日農業倉庫の經營を許可せられ、倉庫建築工事を起し、十一年九月から事業を開始しました。十三年二月一日専務理事として岡田武敏就任するや、同年第二倉庫及事務所を建築し、販賣事業を兼營、昭和四年には利用部を設け、翌五年には木炭倉庫を建設する等急速なる發達を見つゝあるのであります。

この組合は成績頗る優良であつて、大正十四年に左の如く表彰されて居ります。

表彰状

大正四年組合設立以來事業經營宜シキヲ得其基礎漸次鞏固トナリ地方産業經濟ノ發達民風ノ改善ニ貢獻スル所尠カラズ以テ他ノ模範ト爲ヌニ足ル仍テ金參拾圓ヲ贈リ茲ニ之ヲ表彰ス

大正十四年三月二十六日

有限責任西目村信用販賣購買組合

産業組合中央會秋田支會長從四位勳三等 長野 幹

表彰状

組合長 佐々木孝一郎

大正四年以来産業組合經營ノ任ニ膺リ克ク之レカ實績ヲ舉ケ優良組合トシテ範ヲ示スニ至ル其功績洵ニ顯著ナリトス仍テ茲ニ置時計壹個ヲ授與シ其功勞ヲ表彰ス

大正十四年五月十八日

秋田縣知事 從四位勳三等 長野 幹

産業組合の事業

猶、同組合の事業の概略は左に表に依つて明かてあります。

信用部

年次	組合員數	出資口數	出資拂込	貯蓄	貸付金	剩餘金
大正四年	四三	一三三	二三〇	一	一	二
五年	六七	一四一	五一二	四九	一二五	三三
六年	七五	一五六	八四四	二三七	七五二	八七
七年	八九	一七四	一、二六一	八四五	一、〇六二	一一四
八年	一九一	三一	二、一九三	八、三四七	五、三九三	二六七
九年	二五七	四三八	三、三二一	一四、〇八三	一四、四〇七	四九五

購買販賣、倉庫部

年次	購買品賣却高	販賣品取扱高	農業倉庫收容依數
十年	四一七	九一九	五、三七三、二六、四五九
十一年	四五四	一、〇七七	七、二六四、二一、九四〇
十二年	五四四	一、〇〇七	二、〇七二、二八、七七四
十三年	五五〇	一、三〇九	五、五三七、四五九
十四年	五五〇	一、五二八	五、五九四、九四二
十五年	五五五	一、九六五	七、七五二、八七二
昭和二年	五六一	二、五七四	七、八二一、七九九
三年	五六四	二、九三二	七、一五五、九〇二
四年	五六七	三、〇五六	七、一〇二、〇二〇
五年	五六七	三、三九四	七、五九二、〇九一
六年	五七二	三、八五九	七、四七五、七九〇

年次	購買品賣却高	販賣品取扱高	農業倉庫收容依數
大正六年	八〇	一四四	一九九
大正八年	一九九	一九九	一九九

昭和	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
六	五	四	三	二	一	〇
年	年	年	年	年	年	年
六〇二	五、九八一	八、九二八	一二、一六九	二〇、八〇五	一二、六四〇	一二、六三一
一三、五八九	一八、三五〇	四五、八〇四	四六、九一七	三八、六八〇	六一、二八五	四二、五八八
二四、五三四	一七、六〇一	一〇、四一六	一三、九六八	一二、六八五	一六、五四四	一四、二一二
一七、六〇一	一二、三四八	一〇、四一六	一三、九六八	一二、六八五	一六、五四四	一四、二一二

本村内に於ける無盡の總數は六十二、契約高は實に百四十二萬八百九十六圓米一俵を八圓に換算す講員延數二千七百人に達して居るのであります。之を經濟上から見ても、又農村經營の上から見ましても、見逃がすことの出来ない重大問題であります。之を如何に改善するか、又善用するかは大に研究せねばならぬこと

でありますから、これは姑らく宿題として置きたいと思ひます。

無盡講調

種別	講數	總講員數	總契約高	取落者掛込金總額
金無盡	三四	一、六三〇	一、〇七七、四〇〇圓	一五九、九二一圓
米無盡	二八	一、〇七〇	四二、九三七圓	五、六五四圓

掛高別講數及終了期

金無盡	米無盡	上欄ノ内終了マテノ回数
八	一七	八
九	一三	七
一〇	一五	一四
一〇	一〇	一二
一〇	一〇	六
一〇	一〇	六
一〇	一〇	七

選舉

衆議院議員の選舉は昭和七年まで十八回執行されたのであります。が本郡に於て所謂選舉競争の激甚になりましたのは明治三

十五年に齋藤宇一郎井出繁三郎伊藤新四郎の三氏が同時に本郡から立候補してからであります。本村は大體齋藤宇一郎の同情者でありまして爾來同氏の歿後まで村の大勢はその系統に屬して政治上の動きをなし來つたのであります。同氏の最後に所屬された革新俱樂部が後ち政友會に合同してからは自然政友會に好意を持つやうになりました。昭和三年以來井出繁三郎片野重脩尾留川安彦が投票の大多數を占めたのであります。その結果を申し上げますと左の通りであります。

一〇二

選舉年月日	有權者	投票數	本村ニテ大多數ヲ得タル候補者	政黨別
明治二十三年七月	三三	三一	佐藤俊郎	自由黨
明治二十五年一月	三四	三〇	野出銷三郎	同
明治二十七年一月	三七	三五	同	同
明治三十一年三月	三四	三二	須藤善一郎	憲政本
明治三十一年八月十日	三四	三三	同	同

選舉年月日	有權者	投票數	候補者	政黨別
明治三十五年八月十日	七九	六九	齋藤宇一郎	憲政本
明治四十一年五月十五日	一一二	八五	同	同
明治四十五年五月十五日	一一一	一〇四	同	國民黨
大正四年三月二十五日	一一八	同	同	同志會
大正六年四月二十日	一一〇	同	同	憲政會
大正九年五月十日	二三五	二二一	同	同
大正十三年五月十日	二四五	二二五	同人	革新俱樂部
昭和三年二月二十日	七六八	六一六	井出繁三郎	政友會
昭和五年二月二十日	七七八	六一四	片野重脩	政友會
昭和七年二月二十日	八〇五	六〇七	尾留川安彦 (次點)	政友會

得票數調

昭和三年二月二十日

投票數	井出	榑田	鹽田	池田	澤田	其他
六一六	五五五	二六	一八	一一	一	五

昭和五年二月二十日

投票數	片野池田	猪股鹽田川俣	其他
六四	二五三	二一三	一四二
			一
			三
			二

昭和七年二月二十日

投票數	尾留川	猪股	小山田	添田	其他
六〇七	五二三	六八	七	四	五

明治三十二年に初めて府縣制が施行されました。以前は複選法といふ権者の直接投票となつたのでありますが、その以前は複選法といつて、明治十二年以來縣會議員はあつたのでありますけれども、各町村の總代が選んだり、戸長が互選したり、村會議員が選んだりしたものであります。三十二年以來の縣會議員の選舉の趨勢は左の通りであります。

選舉年月日	有權者	投票數	本村ニテ大多數ヲ得タル候補者	政黨別
明治三十二年九月	一七九	一〇三	尾留川安彦	憲政本
明治三十六年九月	一九四	一二七	北原九十郎	同
明治四十年九月	一八八	一四一	北原九十郎	國民黨
明治四十四年九月	二一〇	一七八	北原九十郎	憲政會
大正四年九月	二二二	八〇	遠藤市四郎	憲政會
大正八年五月(補缺)	二二二	一九三	小田勘兵衛	憲政會
大正八年九月	二二五	五七		
大正十一年十一月(補缺)	四二八	三五七	佐々木孝一郎	革新俱樂部
大正十二年九月	七六八	五五一	伊藤貞七(次點)	政友會
昭和二年九月	七七八	五三五	佐藤李之助(次點)	政友會
昭和五年四月(補缺)	八〇五	五七八	齋藤彌太郎	政友會
昭和五年六月(補缺)				
昭和六年九月二十五日				

得票數調

明治四十四年九月二十五日

西目驛
開通まで

羽越線は、明治三十五年頃から秋田山形新潟三縣の有志が聯合して羽越沿岸鐵道同志會なるものを組織し、新潟縣下新發田から

西目驛開通

文化施設

當選年月日	選舉區	有權者	投票數	當選者
明治三十年五月二日	本吉村			佐々木 勇太郎
明治三十三年十月十日補缺	西目村			同 人
明治三十六年八月二十七日	同	一八三	五七	三浦 和三郎
明治三十六年十月十日	同		四八	同 人
明治四十年十月十日	同		八七	同 人
明治四十四年十月十日	同		一二四	同 人
大正四年十月十日	同		一九二	佐々木 孝一郎
大正八年十月一日	同		一七六	同 人

郡會議員調

投票數	齋藤佐藤小關佐々木加藤伊藤藤九無效							
五七八	五一九	二三	一三	六	四	一	六	六

昭和六年九月二十五日

投票數	佐々木猪股佐藤村上加藤無效					
二五七	二七九	六六	七	一	一	三

大正十二年九月二十五日

投票數	小田北能渡善遠藤土田無效					
一九三	一〇〇	三六	三四	二〇	二	一

大正八年九月二十五日

投票數	北原中山渡文其他無效					
一四一	一〇八	二八	三			二

村上鶴岡酒田本莊を経て秋田縣下秋田市に到る七十哩の鐵道布設を計畫したもので關係各縣輪番を以て大會を開催し要路に陳情して速成の機運を醸成し明治四十年には本莊町に大會を開いて、大いにその氣勢を挙げ、後ち本部を東京に移して年々大會を開き、運動頗る力めました。が、尙ほ布設を見るに至りませんでした。ところが、大正三年大隈内閣の成るに及んで、代議士齋藤宇一郎等の盡力に依りて翌四年秋田市から起工を見るに至り、更に新庄建設事務所からは酒田より北進して象潟まで布設することとなり、大正九年二月には新屋下濱道川驛の開通となり、大正十年十一月には小砂川象潟驛が開通され、大正七年六月には秋田市の栗原組の手によつて本莊平澤間の工事を施行せらるゝこととなつたのであります。そこで本村に於てもこの機運に乗じて停車場を設置せんとし、有志を以て期成同盟會を組織して運動を開始し、大正

六年一月十三日には、村會の決議を以て左記の如き意見書を上申したのであります。

羽越沿岸線西目驛設置ニ關スル意見上申書

今ヤ羽越沿岸線秋田市方面ヨリノ工事ハ既ニ一昨年ヨリ着手セラレ本郡道川迄約十二哩間ハ來ル大正七年度内ニ竣工シ引續キ道川本莊町間モ同年度内ニ起工セラレントス斯クテ一方山形縣鶴岡方面ニ於ケル工事ノ進行ニ伴ヒ一條ノ軌道本郡内ヲ貫通シテ秋田山形兩縣ノ聯絡ヲ見ルヘキハ今後數年ヲ出テサルヘシ是レ實ニ我秋田縣民多年ノ熱望ヲ實現スルノ機運到達シタルモノニシテ就中最モ直接ノ關係アル本郡十萬ノ歡喜措ク能ハサル所ナリトス況ンヤ沿岸主要町村發達ノ現状ニ深ク留意セラレ豫定驛以外更ニ増驛ノ御方針ヲ以テ新屋(河邊郡)道川(由利郡)兩驛間ニ於テ羽川驛設置ノ決定ヲ看タルカ如キ郡民ノ一層滿足ヲ表スル所タルニ於テオヤ

抑モ我西目村ノ位置タル本莊平澤兩町ノ殆ント中央ニ位シ往昔ノ西目湯(現時ノ良田)ヲ圍メル沼田西目及日本海ニ瀕セル海士制出戸ノ四部落ヨリ成リ其間西目川ノ舟楫ヲ通スルアリテ田四百五十三町餘知百三町餘山林千四百九十八町餘戸

數五百三十戸人口三千五百人ヲ有スルノ大村タリ氣候温暖ニシテ米穀雜穀ヲ主
 産トシ主産以外海ニハ漁利ニ富ミ山ニハ林産ニ饒カニ更ニ副業トシテハ竹材藁
 工品ノ輸出アリテ何レモ郡内ノ特産ニ屬シ名聲噴々タリ爰ニ村内重要産出品物
 ノ梗概ヲ掲ケレハ左ノ如シ

一米	一〇、五〇二石	此價格	一五七、五三〇圓
一雜穀	二九〇石	同	一七、九一〇圓
一海産物及肥料	三〇〇、〇〇〇貫	同	二〇、〇〇〇圓
一林産物	五、八一〇尺	同	六、三四八圓
一藁工品	一一四、〇〇〇貫	同	一一、一九〇圓
一畜産 二歳牛馬	一〇六頭	同	四、三八一圓
一食糧	一二三石	同	六六五圓
一其他蔬菜果物			四、〇〇〇圓
合計			二二二、〇二四圓

之ニ加フルニ交通ノ便宜ハ去ル明治三十六年郡費ヲ以テ開鑿セラレタル西ノ澤
 街道アリテ本村出戸ヨリ子吉村宮内ニ到リテ縣道矢鳥街道ニ聯絡シ同地ヨリ子
 吉川ヲ渡舟セハ更ニ小友村萬願寺ニ達シテ縣道本莊街道ニ聯絡ス軌道一タヒ本

開通式

村ニ通スルノ曉ニハ本街道ノ利用一層頻繁トナリ隨テ附近村落貨物集散ノ中心
 地點タルヘキハ今ヨリ推想スルニ難カラス
 惟フニ本莊平澤兩驛間ノ距離ハ約十哩（現在ノ縣道里程四里）ヲ越ユヘク其間頗
 ル遠距離ニ過クルモノアリ然ルニ幸ニモ本村ノ其中央ニ位スルアリテ地勢貨物
 ノ關係前述ノ如シトセハ優ニ一驛タルノ資格ヲ有スルコト又架設ノ必要莫カラ
 シトス仰キ希クハ是等小ニシテ本村附近開發ノ上ヨリ大ニシテハ交通運輸ノ便
 宜上ヨリ羽川驛新設ノ例ニ依リ本村内適當ノ地ヲ停車場ト撰定セラレ以テ西日
 驛ヲ御設置アラシムコトヲ右本村會滿場一致ノ決議ヲ以テ意見及上申候條何卒鐵
 道院へ御進達相成度此段奉願候也

知事宛

西目村長

斯くして大正十一年六月三十日西目驛の開通（金浦、羽後、平澤、西
 目、羽後本莊、四驛同時開通）を見るに至つたのであります。開通式
 当日は、式場を驛前の松林に設け、協賛會を設けて大いに祝意を表
 したのであります。その経費は約二千圓を要しました。

鐵道開通により、本村地内で用地として潰地となりたるものは左の通りて、村内の線路延長は三哩八分六厘あります。

宅地	五百八十四坪一合
田	一町二反一畝十八步三合
畑	一町三反九畝十五步
山林	七町〇三畝十一步
原野	一町四反四畝二十三步
官有地組替	

計 十一町二反八畝二十步四合

尙ほ開業以來の驛勢の状況を申し上げると左の通りであります。

驛勢一斑

年次	貨物収入	乗客収入	乗車人員	降車人員
大正十一年	二、一五二・三二	五、三七二・一〇	二四、五五四	二三、八六八
同十二年	四、一〇五・三五	七、五二四・〇五	三六、六九七	三七、二六五

西目驛開業以來ノ驛長助役氏名

就任年月日	轉免年月日	職名	氏名
大正十一年六月三十日	大正十三年十月三十日	驛長	武田 榮藏
大正十三年十一月一日	大正十三年十一月二十四日	同	菅原 健雄
大正十三年一月二十五日	昭和二年十一月十三日	同	田村 政顯
昭和二年十一月十四日	昭和四年三月三日	同	鈴木 重勝
昭和四年三月四日	昭和六年三月十七日	同	今野 精一
昭和六年三月十八日	現在	同	鈴木 重藏

年次	貨物収入	乗客収入	乗車人員	降車人員
同十三年	六、六八〇・一五	六、五七九・六二	四〇、七〇七	四〇、九八四
同十四年	四、〇四一・一二	一〇、九二七・八四	四四、九二一	四五、二〇三
同十五年	四、五八二・九五	一一、〇五二・七五	五〇、一四八	四九、五五〇
昭和二年	五、五三一・九二	一一、二三六・三五	五二、一五二	五一、〇二六
同三年	五、一九五・八二	一一、三三〇・一二	五二、二八二	五一、一五七
同四年	五、五六一・三九	一一、二四〇・八三	五〇、五九七	五〇、七二一
同五年	三、三三三・六二	一〇、三八九・六四	四五、七五九	四五、六八六
同六年	一、八七九・〇九	九、〇〇三・九七	四三、一三三	四四、一四七

昭和三年五月四日	昭和三年十月五日死亡	助	三浦良雄
昭和三年十月二十一日	昭和七年三月十一日	同	神田米治
昭和七年三月十二日	現在	同	越中屋誠一

一一四

西目郵便局

出戸郵便

西目に移
で轉するま

西目郵便局は大正十一年九月一日に出戸部落に出戸郵便局として設置せられ局長に鈴木文五郎を任命せられ翌々十三年六月に現位置に移轉し同時に西目郵便局と改稱し昭和四年公衆電話事務を開始したのでありますが初めこの郵便局を設置するに至りましたのは大正十二年十二月佐々木孝一郎外二十名より時の代議士齋藤宇一郎の紹介に依り貴衆兩院に請願して採擇せられ同三年又繼續して請願しましたが尙ほ實現を見るに至らず大正九年一月三たび西目村長より議會に請願して採擇され越えて十年議會提出の豫算に計上せられその翌十一年五月出戸部落に設置

の旨を發表されたので之を西目驛前に變更の儀を陳情したが容れられず翌十二年更に陳情の結果逓信局書記木幡武夫の實地調査となり村より金四千圓を以て局舎を新築し之れを無償提供して翌十三年六月一日に移轉したのであります。

その後集配事務開始或は電信電話通話事務開始等に關し隨時陳情を續けて居りました處大正十四年八月二十二日には電話通話事務開始に關して仙臺逓信局規劃課長より照會あり村内から千八百圓の寄附金を提供して電話の架設を見たのであります。その寄附の内譯は金四百八十圓西目村金三百圓鈴木局長金三百圓産業組合金六百八十圓一般村民等であります。又郵便局設置請願書は左記の通りであります。

秋田縣由利郡西目村郵便局設置ノ儀ニ付請願

本村内ニ郵便局設置ノ件タル實ニ村民多年ノ熱望ニシテ既ニ去ル大正二年ニ於

テ衆議院ニ請願シ幸ニ其採擇ヲ蒙リシモノナルニ係ラス其後七年ヲ經過セル今日猶未タ設置ノ機會ニ到達スル能ハサルハ村民ノ深ク遺憾トスル處タラスンハアラス即チ爰ニ本村ノ現況ト今後ノ發展狀態トヲ概述シテ通信機關ノ設備一日モ緩フスヘカラザル理由ヲ明ラカニシ以テ貴衆兩院ノ高慮ヲ仰カント欲スル所以ナリ

抑モ本村ノ位置タル由利郡海岸線ノ中央ニ在リテ縣道酒田街道道路法ノ實施ト共ニ國道タルヘシニ沿ヒ郡役所所在地タル本莊町ト郡内樞要ノ漁港タル平澤町トノ間ニ介在シテ兩町ヲ距ル各二里餘農産林産ノ豐富ニ漁業ノ利益ヲ以テス戸數五百六十三戸人口三千七百四十六人ト有シ特ニ其戸口ノ增加率ニ到リテハ近年著シク其歩ヲ進メ附近各村ニ比シテ一頭地ヲ拔クノ狀況ヲ呈セルカ如キ畢竟本村内容ノ充實ヲ語ルモノニシテ近ク明後年ニ開通セラルヘキ羽越沿岸鐵道ノ西目驛設置ト共ニ更ニ一層ノ新發展ヲ來シ附近數個村ノ貨物集散地點タルニ到ルヘキヤ今ヨリ期待セラル、處ナリ

以上述フル處ノ將來ノ期待ハ暫ク之ヲ措キ單ニ現下ノ狀況ヨリ觀察スルモ時勢ノ進歩ニ伴フ農民ノ自覺ハ著シク其貯蓄思想ヲ促進セシメ本村民ノ郵便貯金額ノ如キ既ニ金壹萬四千六百四十圓ノ多額ニ上リ其人員モ亦七百四十六名ヲ數フ

ルニ到レリ特ニ村内漁業者ノ北海道樺太方面ニ出稼スルモノ年々五百名ヲ超エ隨テ出稼地ヨリ本村ヘノ送金額數萬圓ニ達シツ、アリテ爲替並ニ貯金機關ヲ缺クカ爲メノ不便ハ實ニ想像外ニ大ナルモノアリ本村ニ於ケル郵便局設置ノ喫緊事タル今日ノ現況之ヲ證シテ自ラ明カナリト謂ハサルヘカラス
仰キ願ハタハ上述ノ理由ト事情ヲ諒トセラレ速カニ西目郵便局設置ノ件ヲ採擇セラレ之ヲ大ニシテハ國家ノ爲メ通信機關ノ缺乏ヲ補足シ之ヲ小ニシテハ本村民ノタメ利便ヲ増進シテ一村ノ發展向上ニ資セラレンコトヲ
右請願候也

大正九年一月

秋田縣由利郡西目村長 佐々木孝一郎

衆議院議長宛

猶右に關し代議士齋藤宇一郎からの書簡の一節を左に抄録して置きます。

(前略) 却説先年來御希望の貴村郵便局設置の件一昨々年請願通過後時々通信當局へ談判を致し候又先日豫算委員會にても鐵道も本年六月には開通するに付是非十一年度より實施する様に談判致し候處愈々計畫に加はり候間御安神被下度

不取敢御報申上候(後略)

(大正十一年二月二十日夜佐々木孝一郎宛)

局勢の一斑は左の通りであります。

西目局現金受拂中主要受拂調

年次	爲替		貯蓄		金		振替	
	受	拂	受	拂	受	拂	受	拂
大正一一	二、五八〇	一、三八七	四、六九二	一、六七六	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九	一、一〇九
一一	三、一〇四	四、八四〇	八、六五三	九、九六三	一、八三六	一、八三六	一、八三六	一、八三六
一三	四、〇五四	五、六八九	五、二九五	五、四九〇	三、六二五	三、六二五	三、六二五	三、六二五
一四	八、四八三	一二、八六八	六、二二五	七、四四四	一〇、二二〇	一〇、二二〇	一〇、二二〇	一〇、二二〇
昭和一五	八、四二九	一五、七八〇	七、三八九	九、〇七〇	九、〇〇八	九、〇〇八	九、〇〇八	九、〇〇八
二	八、四一七	一一、一八八	八、二四一	五、二六九	五、八五六	五、八五六	五、八五六	五、八五六
三	七、四九七	八、八三一	四、五四七	四、七九九	四、四五九	四、四五九	四、四五九	四、四五九
四	六、九七四	一四、四〇八	六、二八四	四、八一二	五、二六六	五、二六六	五、二六六	五、二六六
五	七、三三八	一〇、一二八	四、一二六	五、二七八	五、六二九	五、六二九	五、六二九	五、六二九
六	四、三九六	七、五五四	四、九五八	四、九四五	五、二三八	五、二三八	五、二三八	五、二三八

西目局簡易保険加入者調

年次	加入者數	一ヶ年拂込保険料	契約保險金額
十一年	六九	九〇	四、二二五
十二年	九一	三四一	五、八一七
十三年	九八	四四九	七、一八二
十四年	一〇一	五四一	七、三九五
十五年	一一九	六三〇	八、九六一
十六年	一一五	六四八	八、六〇六
十七年	一三八	六五五	九、五五七
十八年	一四二	九一五	一三、三九五
十九年	一七五	二、四一〇	四六、八八三
二十年	五七五	二、六〇六	五二、二七八
二十一年	六〇七		

西目局扱電話通話數調

年次	通話		信件數
	發信	着信	
昭和三年	一五七	六九	一一九

六	五	四			
年	年	年			
			五	四	八
			四	三	五
			五	六	二
			二	三	九
			一	七	三
			二	一	三
			七	八	七
			六	〇	八
			七	七	五

電 燈

本村に於ける電燈の設備に就いては、多年有志の間に計畫され、大正十四年五月には、北海道電燈會社秋田支店長田村順三に委嘱して、村營の計畫を樹てましたが、當時約三萬圓の經費を要すると、いふこととて、已むなく一時中止をして居りました。ところが偶々會つて本村役場書記たりし田中茂左衛門が、矢島水力電氣會社に奉職して居つたので、同人が本村に點燈計畫を樹て、同會社の點燈區域に編入し、大正十四年十一月、中本村に交渉せられたのであります。それは、丁度縣會開會中で、私が縣會議員として秋田市に出張中、同僚の杉本國太郎の仲介により、同會社支配人飯島直助か

ら交渉を受けたのであります。それで十五年一月十六日、村會に諮問案を提出して協議いたしました。處村會に於ては、齋藤太七、佐々木文治、岡田淺吉の三氏を擧げてこの交渉を一任せられたのであります。依つて右三氏と私とが秋田市に於て、矢島水電の重役、今野社長と會見して左の如き契約書を取替はし、茲に初めて點燈することになつたのであります。

電燈供給契約書

由利郡西目村需用者總代西目村長佐々木孝一郎ヲ甲トシ、秋田水力電氣株式會社ヲ乙トシ、電燈供給ニ關シ、左ノ各項ヲ契約ス

第一條 乙ハ甲ノ村内一圓ニ對シ、電燈ヲ供給スルモノトス

第二條 甲ハ乙ノ電燈供給ニ要スル工事費中ニ、金參千圓ヲ寄附スルコトヲ承諾シ、其支拂期日ハ左ノ通りトス

金壹千五百圓
大正十五年二月十日
工事竣成シ點燈シタル時

第三條 乙ノ甲ニ供給スル電線路中甲ノ村内ニ關スル分ハ一切無條件ニテ承諾シ且ツ電柱支柱並ニ支線ニ對スル敷地料ハ永代無償タルヘキコト

第四條 甲ハ甲ノ各部落ニ於テ電燈料金ヲ取課メ毎月乙ニ支拂フモノトス

第五條 乙ハ甲ニ對シ拾燭拾參燈以内ヲ限り街燈ヲ寄附スル事

第六條 本契約有効期間ハ乙ノ存續期間中トス

右契約ノ證トシテ本書ニ通フ作製シ甲乙各壹通ヲ所持スルモノトス

大正十五年一月二十九日

秋田市本町四丁目三十三番地
秋田水力電氣株式會社

取締役 今野 貞吉

秋田縣山利郡西目村代表者

西目村長 佐々木孝一郎

現在點燈數

現在の點燈數は左の通りであります。

出 戸	部 落 名			
	沼田	湯保	井岡	中澤
一六六	大正十五年	七九	一六四	八八七
	昭和二年	一〇二	一七六	一〇七九
	昭和六年	一〇八	一四九	一〇二九
	昭和七年	八七	一三九	九五六

電燈公營

以上の表に依つて明かなる通り、一ケ年の點燈料金は約八千四百三圓に上るのでありますから、これは村經濟上由々敷き問題と思ひます。電燈を點ずる以前に於て西目村ではどの位の石油を消費して居つたかと云ひますと

大正十三年
十四年

數量
七四五鐘
八二八鐘

金額
二、三二五圓
二、七四九圓
一一三

一三四
てありまして、電燈料は實に其約三倍半に達して居るのであります。であるからどうしても將來は電燈を公營にせねばならぬと思ひます。

電 話

本村に初めて電話の架設を見ましたのは、明治四十四年のこと、村費から三十四圓を寄附して出戸の巡査駐在所に附設したのであります。それから大正十五年(昭和元年)郡役所が廢止せられまして、町村は直接縣の監督を受けることになりました爲めに、當時貴族院の警告に基いて政府が町村と府縣廳との聯絡電話を架設することになり、昭和二年から起工し、電話加入料及設備費として五百一圓を寄附し、更に工事費として二千九百七十五圓五十六錢を納付しまして、昭和三年四月十七日に通話を開始し、本莊局三

百二十番の番號を附されたのであります。

初め仙臺遞信局の計畫では平澤郵便局から特別電話として架設せらるる筈でありましたが、それでは不便な爲め、仙臺遞信局並に遞信大臣に陳情して本莊局に変更を見たのであります。

天 災 地 變

明治維新後、今日迄の天災地變の主なるものは、日清戦争の起りました明治二十七年八月二十五日に洪水があり、西目川が汎濫して溺死者男二名あり、外に女一名負傷あり、耕地八町四反七畝歩を破り、道路の缺潰十五ヶ所、橋梁二ヶ流失し、家屋全潰一戸、半潰一戸、浸水五戸、破損二戸に及びました。

その後大正十五年八月四日大雨あり、出水して大揚水門の西袖の土砂を流失破壊し、應橋を流し、鬼ヶ澤の溜地及び新林の溜地を

破り内野及び味噌石の揚を破壊し、西目川筋の堤防を壊わし、之が復舊に金一萬七千三百六十五圓を要しました。

昭和五年七月六日に降雨あり、瀉端橋、海士剝橋等を流失し、堤防を破壊し、特に學校前の道路は非常に危険に瀕したので、夜中沼田の人達が駆けつけて保護し、漸く缺潰をまぬかれました。この復舊費實に六千四百五圓を要したのであります。

明治二十七年十月二十二日酒田地震あり、午後八時西南から東北に向つて震動し、約十分にして止まりましたが、村内家屋に多少の破損がありました。

明治二十九年八月三十一日午後五時六郷地震あり、東南から西北に向つて震動し、十七分にして止んだが、此際にも家屋の破損がありました。

大正三年三月十五日午前三時強首地震あり、家屋の破損があり

ました。

以上何れも人畜には被害はありませんでしたが、當地方では珍らしい強震でありました。土質の關係かと思ひますが、この地方は震災の被害の程度は比較的少いやうであります。

次ぎは火災であります。これは小さいのは始終あつて誠に面白からざる現象であります。火災は之を小にしても一家の産を破り、稍大なるものはその部落を困憊に陥らしめ、更に村の發展を阻害することは、かの井岡、出戸等の例によつても明かでありまして、御同様大に戒心せねばならぬこととあります。

火災の主なるものは明治二十五年舊三月十二日夜井岡に大火あり、二十七戸八十六棟を焼いたのであります。

又明治二十九年舊四月十日には、同じく井岡に十四戸、四十二棟の火災がありました。

更に明治四十年舊四月三十日の晝にも井岡に十二戸三十棟の火災があり、翌四十一年舊三月九日にも同じく井岡に十八戸五十棟を焼失した晝火事がありました。四回とも災難に罹つた三嶽光の家は、遂に潰家同様になり、猶三回迄焼けた家は五戸あります。が、何れも産を破り、二回焼けたのは十九戸に達して居りまして、これもまた相當産を損じて居ります。

又大正十一年五月三十日午前一時には、出戸に大火があり、罹災戸數十九戸三十七棟に及び、大正十二年五月十六日午後九時には、同じく出戸に十五戸二十二棟の火災があつたのであります。

而して是等の原因は、失火もありますが、放火も相當あるのであります。

右の様な譯で、之を防止するには、一つは教育の力によつて道徳を進め、一村の融和を計らなければなりません。が、又同時に火災の

起きた場合には、成るべく被害の度を局限するやう之れが防止に力めなければなりません。

それには消防の施設の必要なことは申す迄もありませんが、本村に於ては、經費の都合と部落散在の現況とに鑑みまして、公設消防は單に形式的に止め、その代りに各部落に私設消防組を自發的に發達せしむるやうに奨励して居るのであります。

海士剝の部落の如きは、夏分には壯年男子は悉く出稼をする爲めに昭和五年八月女子消防の設立を見たのであります。

斯くして、火災を未前に防ぎ、又萬一の場合にも、その被害の範圍を狭むることの出来るのは、村民共存共營の上に、洵に喜ぶべきこととてあります。

私設消防の腕用ポンプを設備しましたのは、左記の通りであります。

私設消防組ポンプ調

部落名	設備年月	購入価額	型式	製造元
湯保	大正元、一一月	一、二〇〇円	改良二號型	由利郡小友村岡本爲次郎
田高	同 一〇、一一	一、一五八	改良二號型	名古屋ポンプ株式會社
井岡	同 一〇、一一	七九一	改良三號型	同
出戸	同 一、一四	六五〇	改良三號型	同
中澤	同 一、二、八	六七五	ブランジャー二號型	株式會社 森田製作所
海士	同 一、三、八	一、〇〇〇	改良三號型	由利郡小友村岡本爲次郎
沼田	同 一、四、八	八〇〇	ブランジャー一號型	株式會社 森田製作所
湯端	昭和六、六	三九〇	ブランジャー一號型	同

西目村の話後篇(上)

昭和七年七月廿七日 印刷
昭和七年七月三十日 發行

著作
所有

著者 佐々木孝一郎
秋田縣由利郡西目村

發行者 岡田武敏
秋田縣由利郡西目村

發行所 西目村役場
秋田縣由利郡西目村沼田字敷森五十二番地

終

